

第 1 章 2019(令和元)年財政検証及び オプション試算の概要

第 1 節 国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

第 2 節 2019(令和元)年財政検証

第 3 節 オプション試算

第1節

国民年金・厚生年金の財政検証の位置づけ

1. 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1) 公的年金の意義

① 人生の様々なリスクに備える機能

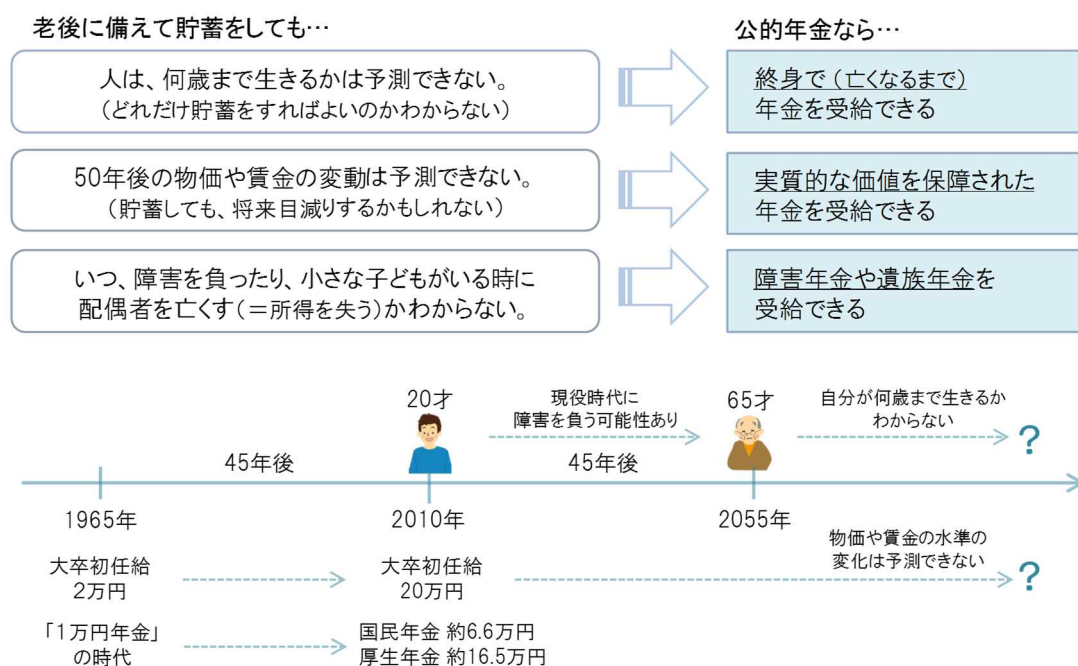
公的年金は、人生における様々なリスクに備える機能を有する（第1-1-1図）。

引退後の老後の生活のために現役時代に備えておく必要があるが、事前に何歳まで生きるか分らないし、数十年先の老後の物価水準や生活水準がどうなっているかも事前には分らない。公的年金は、終身にわたって年金が受け取れる仕組みにより、各人の必要な期間に応じて年金を受給できる。また、賃金スライドや物価スライドの仕組みにより、物価や賃金の変動したとしても実質的に価値のある年金を受給できる仕組みとなっている。

さらに、公的年金には万一、障害を負った場合や小さい子供を残して死亡した場合に備えて、障害年金や遺族年金も用意されている。

これらの機能は、貯蓄にはない保険の機能であり、社会全体の支え合いの仕組みにより、人生における様々なリスクに備えているのである。

第1-1-1図 公的年金の意義①

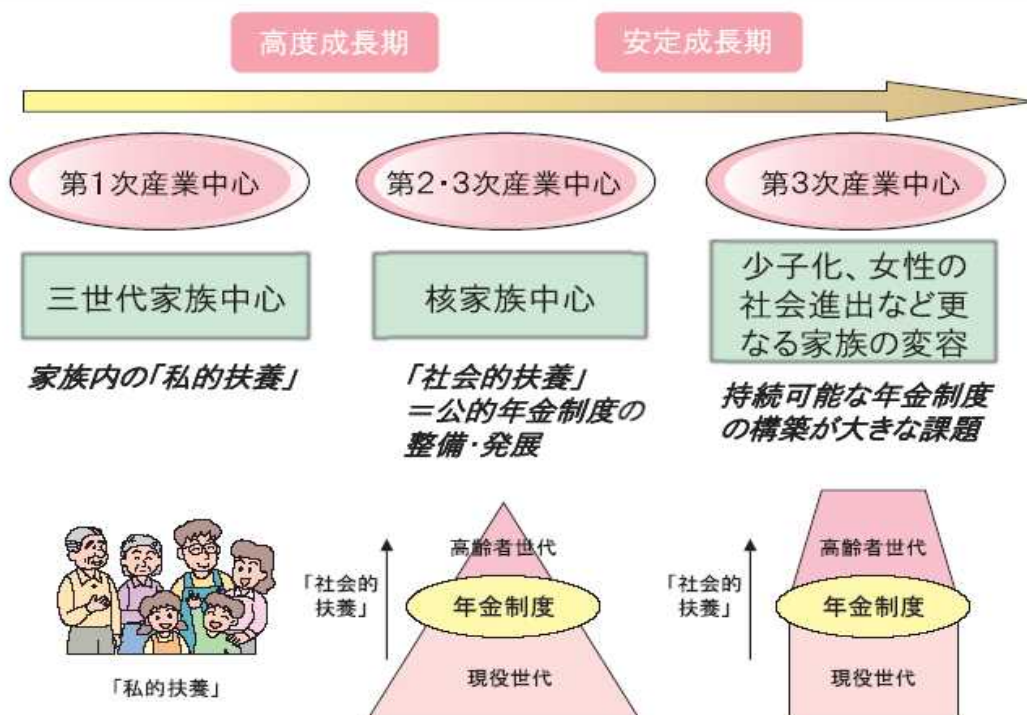


② 社会全体で高齢者を支える社会的扶養

我が国の公的年金制度は、1942(昭和 17)年に厚生年金保険制度の前身である労働者年金保険制度が創設され、1961(昭和 36)年の国民年金制度（拠出制）の創設により国民皆年金が整い、その後、経済発展を反映した給付改善を行う中で、充実した制度に発展してきた。

公的年金制度がなかった時代、または未成熟であった時代は、高齢となった親の扶養は、家族内等の「私的扶養」を中心として行われてきたが、我が国の産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行してきた中で、従来のように私的扶養だけで親の生活を支えることは困難となり、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となってきた。公的年金制度は、こうした高齢者の「社会的扶養」を基本とした仕組みである（第 1－1－2 図）。

第 1－1－2 図 公的年金の意義②



③ 高齢者の扶養の負担を均等化

社会的扶養は、現役世代の間で高齢者の扶養の負担を均等化する機能も有する。平均寿命が伸長するなかで、子供が引退して年金受給を開始した後も両親が長生きしていることも珍しくない。このような場合、私的扶養では孫世代が両親だけでなく祖父母の扶養まで負うことになり、特に一人っ子だった場合は重い負担となる恐れがある。逆に、高齢者からみた場合、子供に不幸

にも先立たれた場合などには、私的扶養を前提にしていると困難な状況となってしまう。

このように私的扶養は、高齢者の扶養負担に偏りが生じたり、高齢者を支える者がいなくなってしまうなどのリスクがある。社会的扶養の仕組みである公的年金は、このような私的扶養のリスクに対しても社会全体の支え合いにより備えているのである。

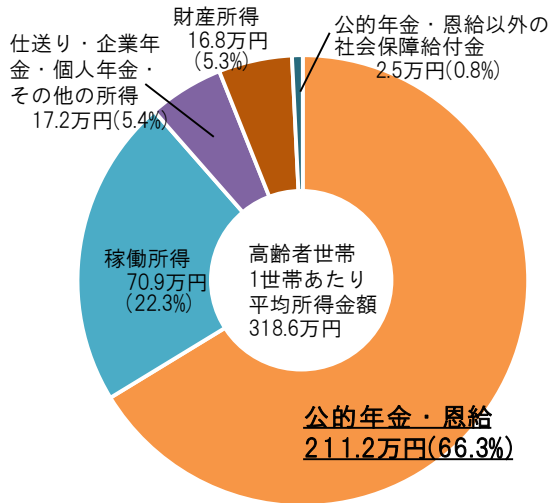
（２）公的年金の役割

現在の高齢者の状況を見ると、高齢者世帯の収入の７割を公的年金・恩給が占めており、５割の高齢者世帯では、収入の全てが公的年金・恩給となっている。また、日本全体で見ると、国民の３人に１人が年金を受給しており、年金総額は５０兆円を上回っている。これは対国民所得比で１４％前後となっており、年金が家計消費の２割を占める地域もある（第１－１－３図）。

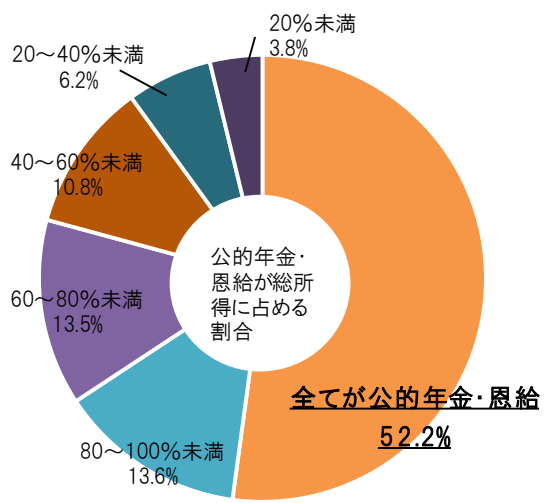
このように、公的年金制度は、高齢期の生活のかなりの部分を支えるものとして、極めて重要な役割を果たしており、我が国の経済を支える役割も大きいことがわかる。

第 1 - 1 - 3 図 公的年金の役割

年金は高齢者世帯の収入の約7割

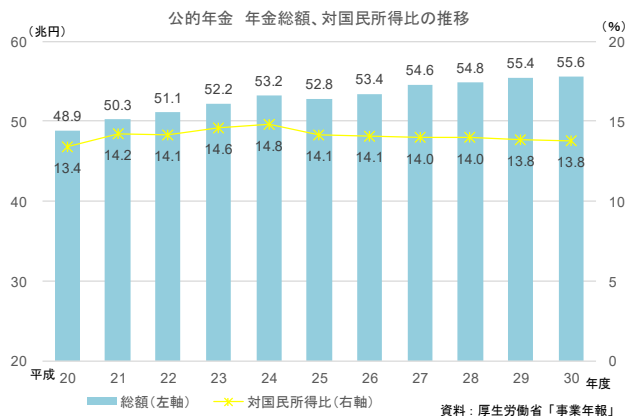
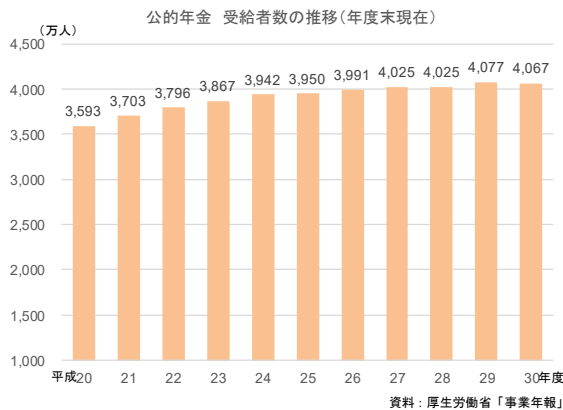


5割を超える高齢者世帯が年金収入だけで生活



(注) 両円グラフとも、四捨五入による端数処理の関係で、100%にならない。

(資料) 平成29年国民生活基礎調査 (厚生労働省)



地域経済を支える役割 (家計消費の2割が年金の地域も)

(対県民所得費上位7県)

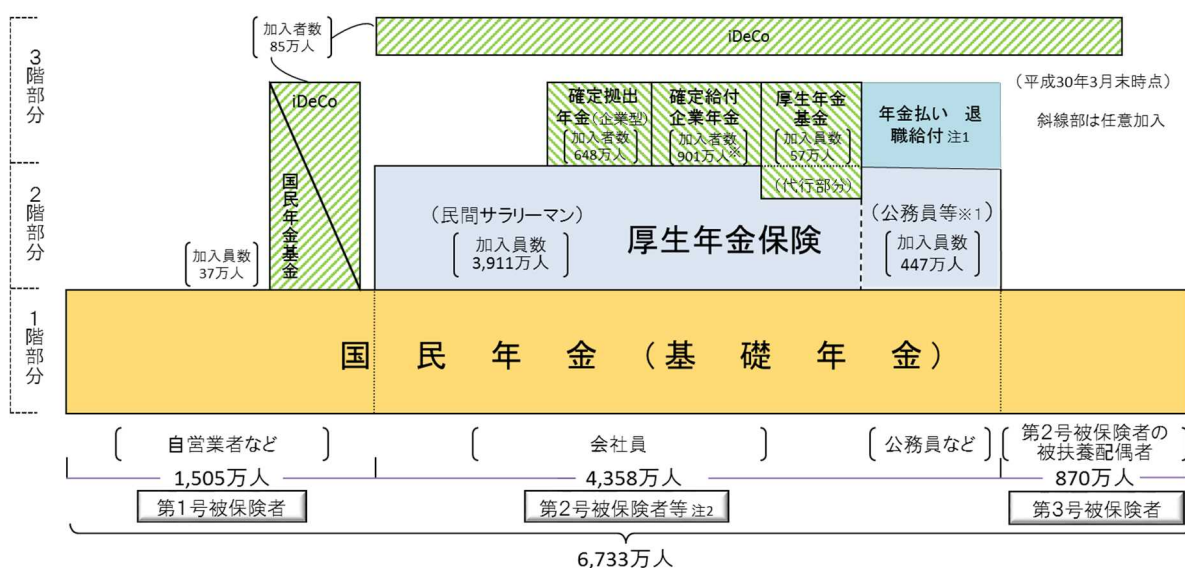
都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費支出比
鳥取県(31.0%)	18.5%	21.1%
山口県(33.4%)	17.4%	22.9%
秋田県(35.6%)	17.2%	20.0%
島根県(33.6%)	17.1%	22.7%
奈良県(30.3%)	16.6%	18.2%
愛媛県(32.1%)	16.6%	20.1%
高知県(34.2%)	16.2%	19.8%

高齢化率: 総務省「人口推計」(平成29年10月1日現在)
 都道府県別年金総額: 厚生労働省年金局「厚生年金保険・国民年金 事業年報」(平成27年度)をもとに作成(厚生年金保険、国民年金及び福祉年金の受給者の年金総額)
 県民所得・家計最終消費支出: 内閣府「県民経済計算」(平成27年度)

(3) 制度体系

我が国の公的年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けることとなる。民間被用者や公務員は、これに加えて厚生年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受け取ることとなり、加えて、個人や企業の選択により、企業年金などの私的年金に加入することができる（第1-1-4図）。なお、公務員や私立学校教職員などは、かつては共済年金に加入していたが、2015(平成27)年10月に共済年金は厚生年金に一元化されている。

第1-1-4図 年金制度の体系図



- 注1 被用者年金制度の一元化に伴い、2015(平成27)年10月1日から公務員及び私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに年金払い退職給付が創設。
ただし、2015(平成27)年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、2015(平成27)年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。
- 注2 第2号被保険者等とは、被用者年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。

2. 年金制度を取り巻く社会・経済状況

(1) 少子高齢化の状況

我が国の合計特殊出生率は、1975(昭和50)年に2.0を下回り長期的に低下傾向にあったが、2005(平成17)年の1.26を底に1.4台まで回復したものの、2019(令和元)年は1.36となっており、長期的に人口を維持できる水準を大きく下回っている（第1-1-5図）。

一方、平均寿命は、戦後の公衆衛生の改善や医療の進歩等により長期的に上昇

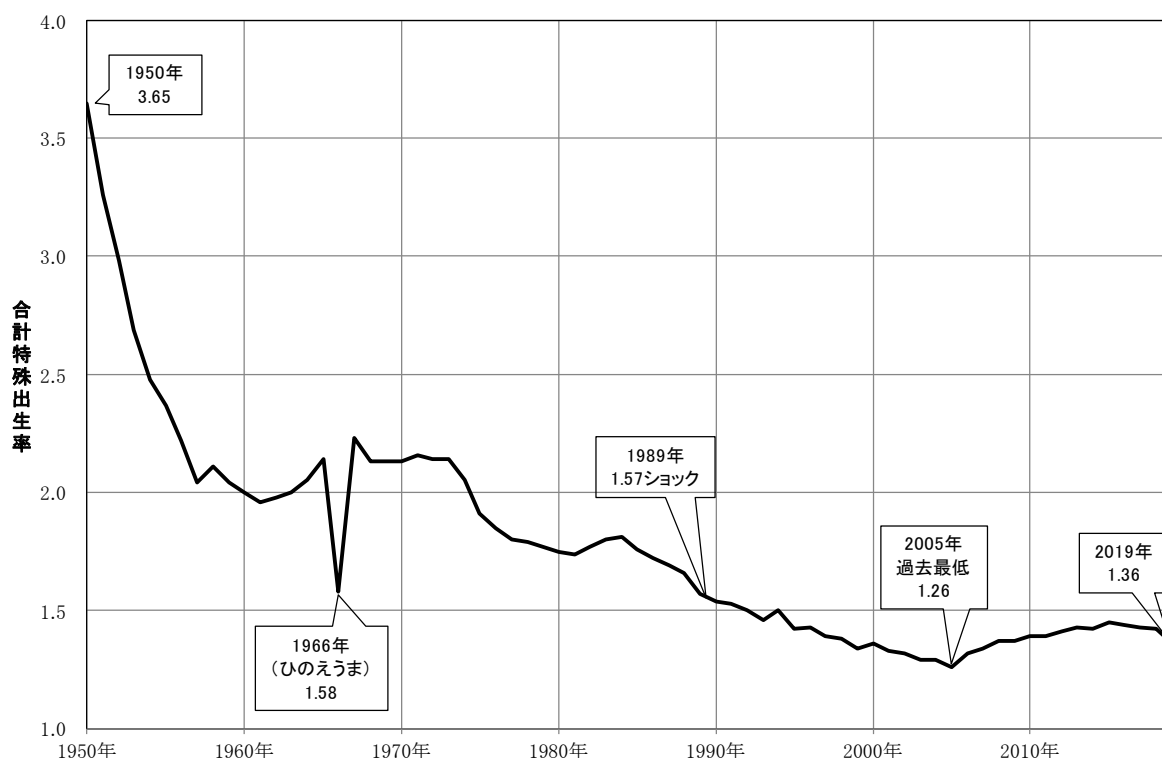
傾向にあり、2019(令和元)年の平均寿命は男性 81.41 年、女性 87.45 年となった(第 1-1-6 図)。

この長期的な低出生率と平均寿命の伸びにより、我が国の少子高齢化は急激に進展しており、全人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)は 2015(平成 27)年に 26.6%と世界最高水準となっている。

今回の財政検証は、「平成 27 年国勢調査」結果に基づいた直近の人口推計である 2017(平成 29)年 4 月公表の「日本の将来推計人口」をベースとして推計を行っている。この中位推計(出生中位、死亡中位)によると、すでに世界最高水準に高齢化が進んでいる我が国の人口構成は、今後もより一層高齢化が進む見通しとなっており、全人口に占める 65 歳以上人口の割合(高齢化率)で見た場合、2015(平成 27)年現在の 26.6%と 4 人に 1 人を上回る状態から、2036(令和 18)年に 33.3%と 3 人に 1 人となり、2065(令和 47)年には 38.4%、すなわち 2.6 人に 1 人が 65 歳以上となる見込みとなっている(第 1-1-7 図)。

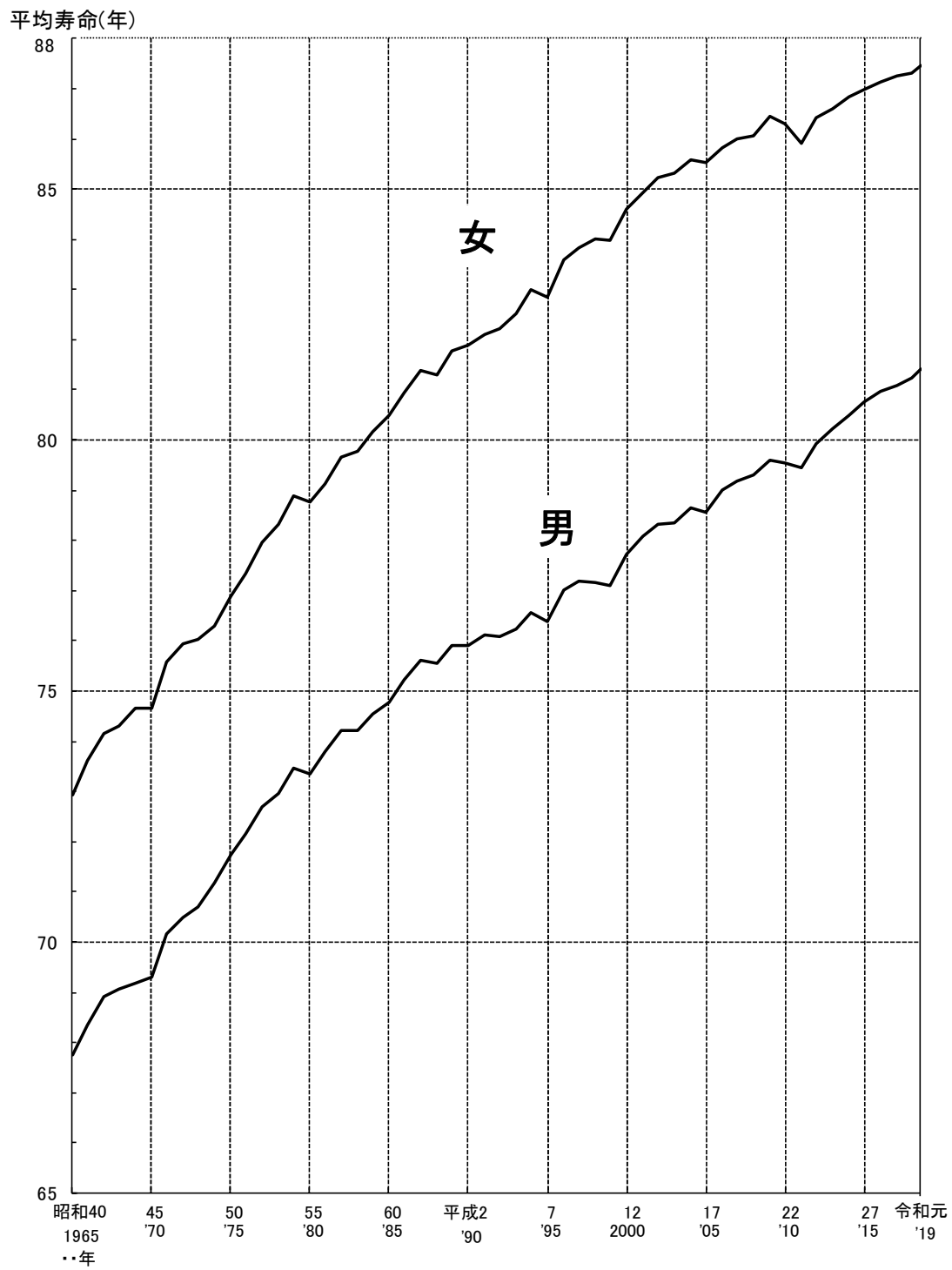
財政検証では、こうした人口構成の変化を踏まえた上で、おおむね 100 年間における財政収支の見通しを作成している。

第 1-1-5 図 合計特殊出生率の推移



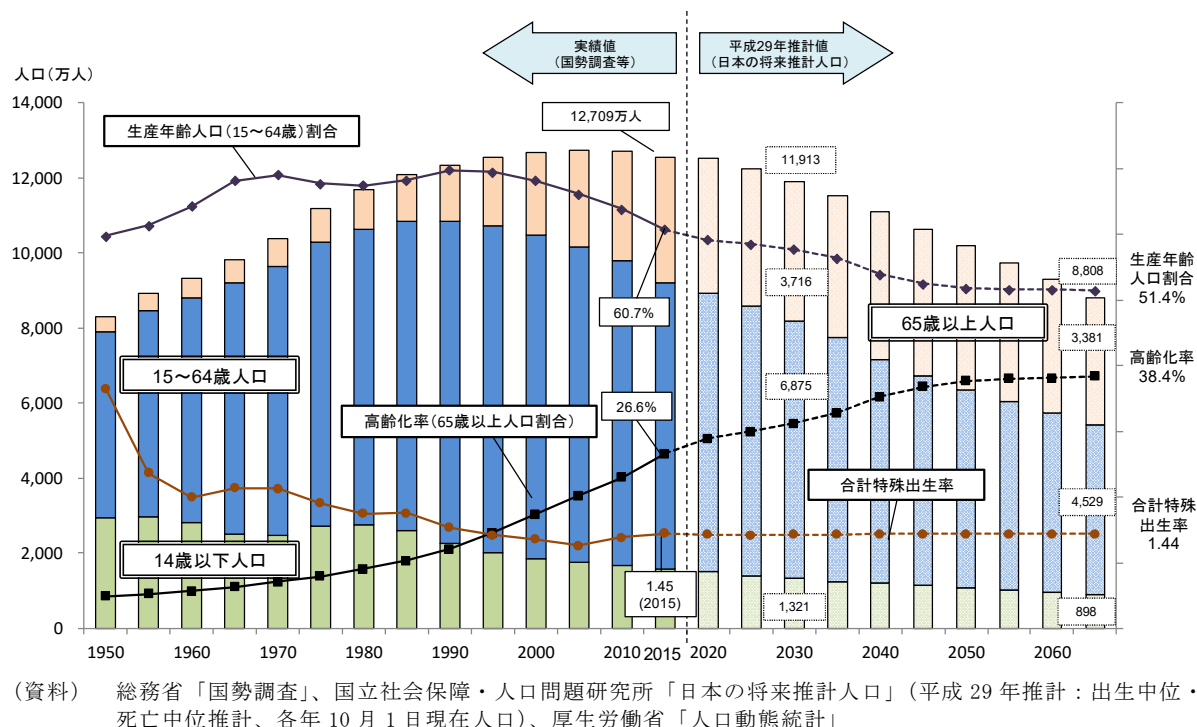
(資料) 令和元年(2019)人口動態統計(厚生労働省)

第 1 - 1 - 6 図 平均寿命の推移



(資料) 令和元年簡易生命表 (厚生労働省)

第 1 - 1 - 7 図 年齢区分別人口の推移（2017(平成 29)年 4 月推計）
 —出生中位（死亡中位）推計—



(2) 労働市場の状況

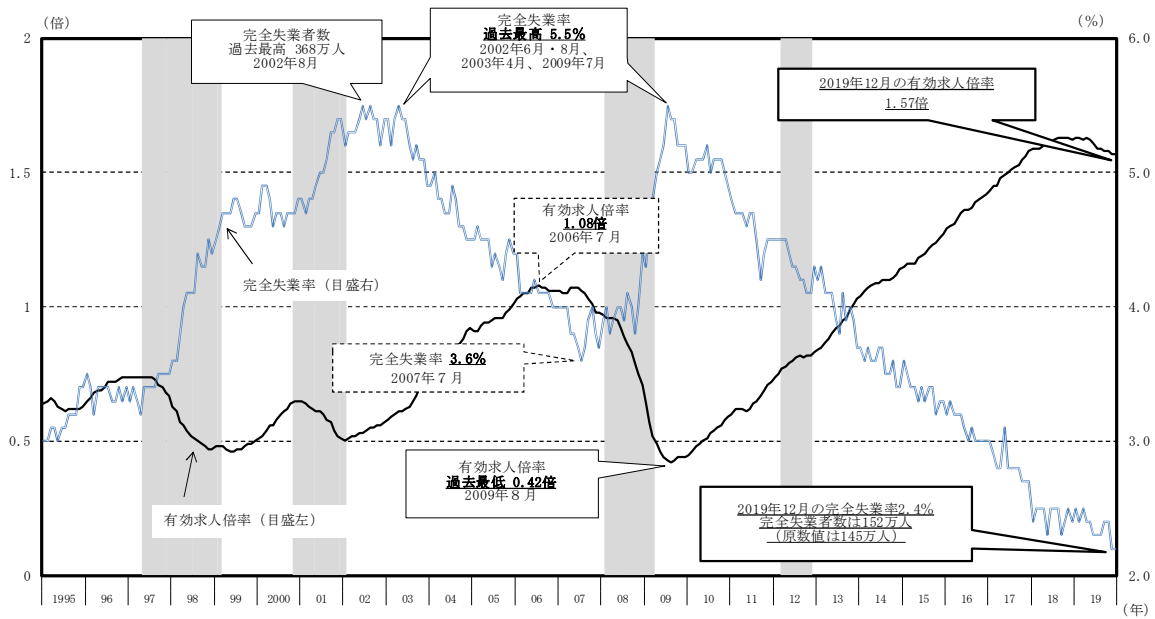
我が国の完全失業率と有効求人倍率等の動向をみると、完全失業率は 2009(平成 21)年 7 月を山として低下傾向にあり、2018(平成 30)年 1 月以降、約 26 年ぶりの低い水準で推移している。有効求人倍率は 2009(平成 21)年 8 月を谷として上昇傾向にあり、2018(平成 30)年 11 月以降は、足下の 2019(平成 31)年 3 月まで 1.63 倍を維持しており、1974(昭和 49)年 1 月以来の高い水準となった(第 1 - 1 - 8 図)。

また、就業率をみると、近年、女性及び高齢者といった時間等に制約を持つ層の就業参加が進展している。

今回の財政検証の労働力率の設定に当たっては、「日本の将来推計人口」

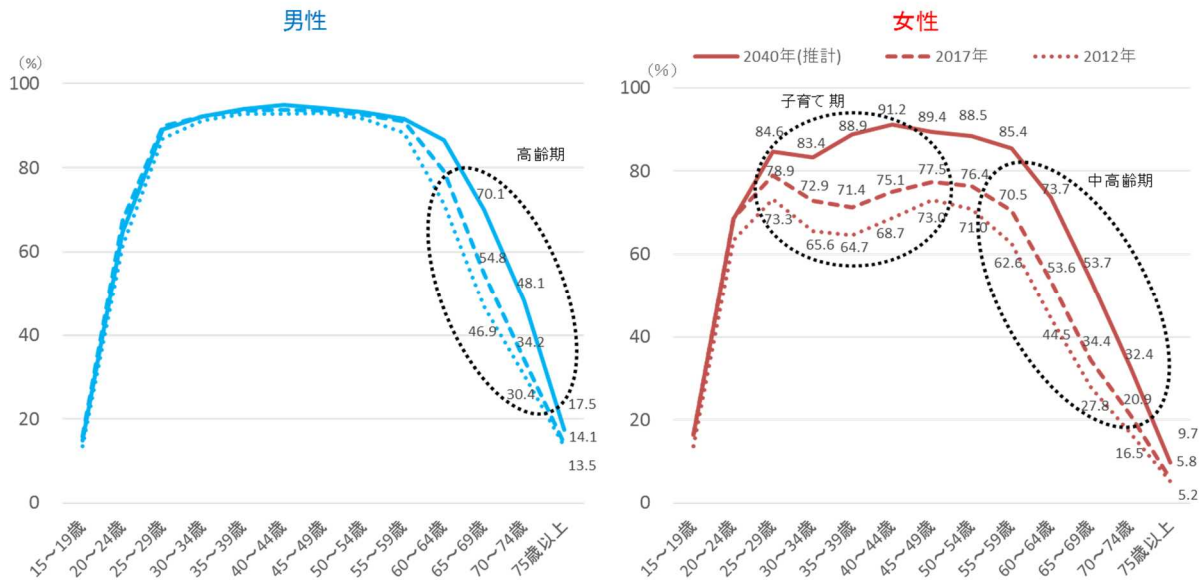
(2017(平成 29)年推計、出生中位・死亡中位)を前提に推計を行った 2019(平成 31)年 3 月公表の「労働力需給の推計」をベースとして推計を行っている(第 1 - 1 - 9 図)。この「経済成長と労働参加が進むケース」では、男性については年齢に関わりなく希望するすべての者が働ける社会の実現により、特に高齢層の労働力率が上昇し、女性については、就業環境の改善等により M 字カーブが解消する見通しとなっている。

第 1 - 1 - 8 図 完全失業率と有効求人倍率の推移



(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
2. 2015年3月～8月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値。
3. シェード一部分は景気後退期を示す。

第 1 - 1 - 9 図 性別・年齢区分別就業率の推移



(資料) 総務省「労働力調査」、独立行政法人労働政策研究・研修機構「労働力需給の推計」(2019(平成31)年3月、経済成長と労働参加が進むケース)

（３）経済の状況

我が国の経済は、バブル崩壊後長く低迷が続いており、物価や賃金も横ばい又は低下が続いてきた。しかし、直近の実質 GDP 成長率をみると、2012(平成 24)年以降 7 年連続でプラス成長となった。また、2013(平成 25)年後半から物価はおおむねプラス傾向で推移しており、デフレではない状況となっている。

一方、年金財政は長期的な観点から運営されるべき性格のものであり、財政検証で用いる経済前提の設定に当たっては、長期的な視点で将来の労働力の減少なども踏まえ、客観的、専門的な議論により設定されるべきである。また、将来の経済は不確実であり正確に予測することはできないことから、幅のある複数の前提を設定すべきである。

今回の財政検証の経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成される公開の専門委員会（「年金財政における経済前提に関する専門委員会」）を設置し、専門的・技術的な事項についての議論を経たうえで取りまとめられた検討結果に基づいて設定したところである。

3. 2004(平成 16)年改正で導入された年金財政の枠組み

国民年金及び厚生年金の年金財政の枠組みは、2004(平成 16)年改正により従前とは大きく異なるものに変化している。

2004(平成 16)年改正前の国民年金及び厚生年金は、5 年に 1 度、財政再計算を行い、その際に少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に必要な負担の水準の見通しを作成し、財政再計算に併せて所要の制度改正を行ってきた。

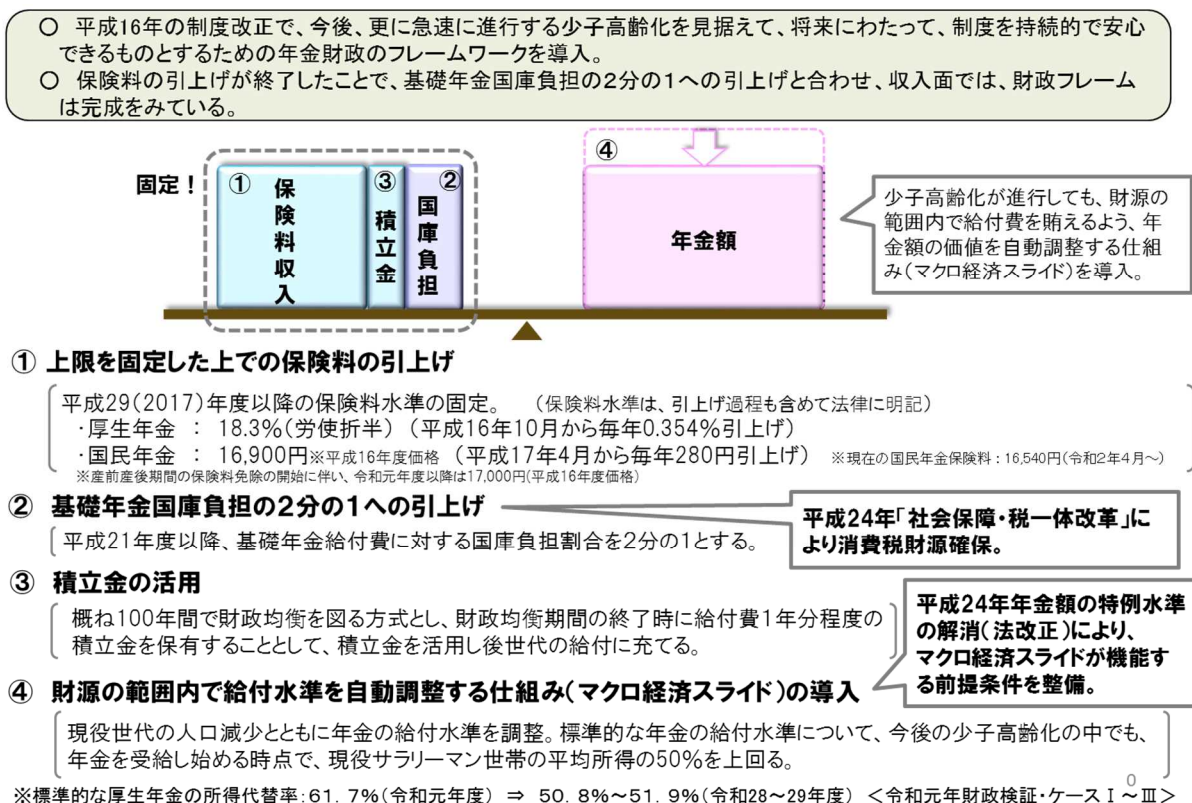
このような仕組みの下、少子高齢化が想定を超えたペースで進行する見通しとなってきたため、財政再計算のたびに給付と負担の関係の見直しが繰り返されてきた。また、将来の保険料（率）の水準については、基本的には段階的に上げていく見通しを示すにとどまり、法律上は当面 5 年間の負担水準を定めるのみであったことから、制度上 5 年に 1 度の法改正は不可欠なものとなっていた。

このように制度改正を繰り返しては、今後の制度改正により将来の年金がどのようなになるか不透明となってしまうため、2004(平成 16)年改正では、自動的に給付と負担のバランスを図る仕組みが導入された。具体的には、将来の現役世代の過重な負担を回避するという観点から、保険料水準の上限を固定した上で、積立金の活用を含め、その固定された財源の範囲内で長期的な給付と負担の均衡

を図るため、将来に向けて給付水準を自動的に調整する仕組みとなっている（第1－1－10図）。

以下、2004(平成16)年改正で導入された仕組みについて解説する。

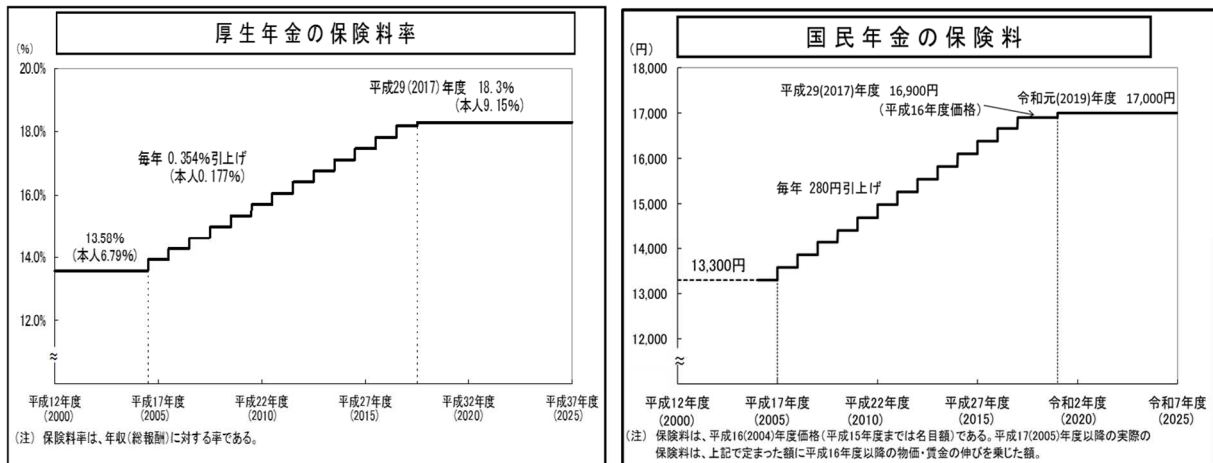
第1－1－10図 2004(平成16)年改正における財政フレーム (給付と負担の均衡を図る仕組み)



(1) 保険料（率）水準の固定

2004(平成16)年改正により、保険料（率）水準の引上げスケジュールと上限を法律で定め、その財源の範囲内で給付を行うこととする制度となった（第1－1－11図）。これは、急速に進展する少子高齢化に対応するために負担の上昇が避けられない中、若年層を中心として、負担がどこまでも上昇してしまうのではないかとの不安が大きいことから、将来にわたっての保険料（率）水準を法律に明記し固定したものである。

第 1 - 1 - 11 図 保険料水準固定方式



(2) 基礎年金国庫負担割合の引上げ

基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げについては、2004(平成16)年改正において道筋が法律上明記されることとなり、法律の本則上では基礎年金の国庫負担割合を2分の1としつつ、2004(平成16)年度から引上げに着手した。その後、2009(平成21)年度には特例的な繰入金を活用して2分の1となり、2012(平成24)年に社会保障・税一体改革による消費税の引上げを含む関連法案が成立したことにより、恒久財源が確保され、国庫負担割合の引上げが完成することとなった。

(3) 積立金の在り方と年金財政の均衡期間

1999(平成11)年財政再計算においては、将来にわたるすべての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式(永久均衡方式)を採っていた。しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要性の是非や、また巨額の積立金を保有し続けることとなることについて、議論があったところである。

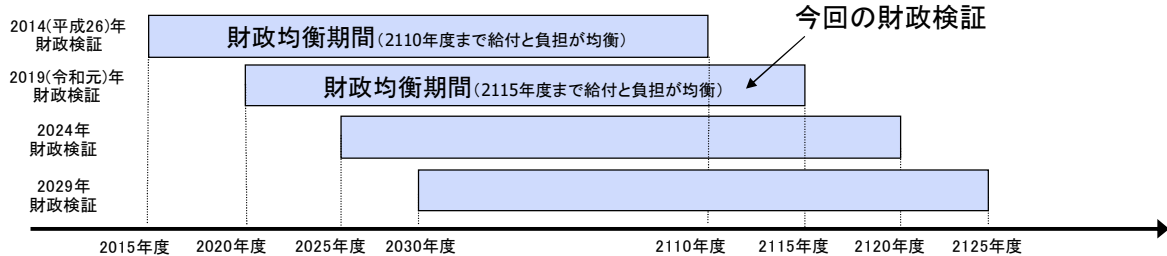
そこで、2004(平成16)年改正においては、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間を財政均衡期間に設定し、財政均衡期間において年金財政の均衡を図る方式(有限均衡方式)とし、積立金については、財政均衡期間において、その運用収益と元本を活用することとなった。

なお、財政均衡期間については、今回の財政検証においては、2115(令和97)年度までの95年間を財政均衡期間としているが、第1-1-12図に示すように、財政均衡期間は財政検証ごと移動していくものであり、これにより2116(令和98)年度以降の将来の期間についても、段階的に財政均衡期間に入ることとなり、給付と負担の均衡が図られることとなっている。

第 1－1－12 図 有限均衡方式のイメージ

- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有（給付費の1年分程度）となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと（例えば5年ごと）に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

【財政均衡期間の移動】



（４）給付と負担の均衡を図る仕組み ～マクロ経済スライドの導入

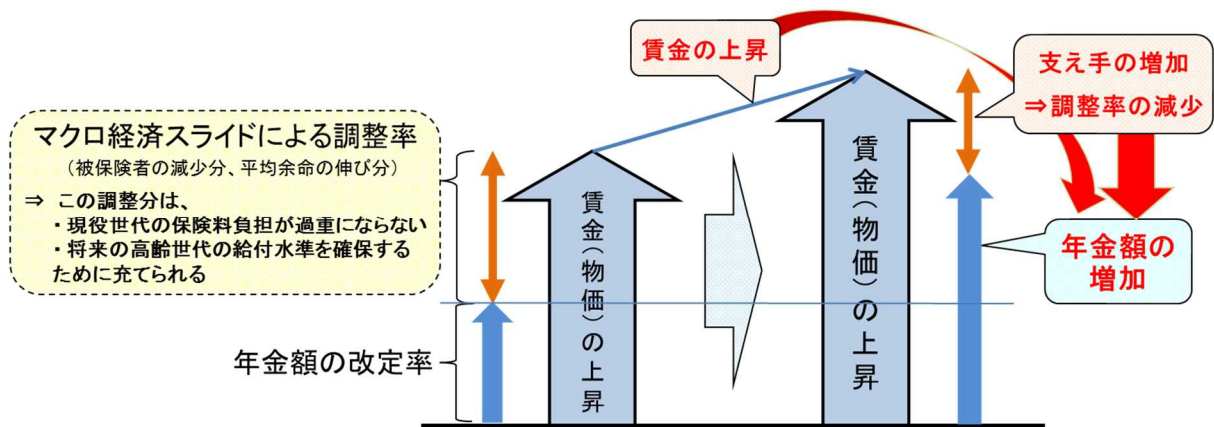
保険料水準と国庫負担を固定し積立金の活用方法が決定したことにより、給付の財源が固定された。したがって、年金給付はこの固定した財源の範囲で行われることとなる。このとき、若い世代やこれからの世代の方々に、将来にわたる給付を確保するためには、足下の給付水準を調整する必要がある。この給付水準を調整する仕組みが、年金の賃金スライドや物価スライドによる伸びの範囲内で年金額の伸びを抑えるマクロ経済スライドである（第 1－1－13 図）。

また、少なくとも 5 年に 1 度、財政検証を実施し、社会・経済情勢の変化に応じた、給付水準調整の終了時期や終了後の所得代替率の見通し、及びその財政見通しを作成することとされた。財政検証に基づき、給付水準調整が不要な場合は、給付水準調整を終了することとされた。

なお、今回の財政検証における給付水準調整の終了年度は現時点での見込みであり、今後、社会経済状況が好転すればより早期に終了し高い給付水準を確保できるが、逆に悪化した場合は、より長く給付水準の調整を行う必要が生じ、給付水準は見込みより低くなる。

このように、今後の社会経済状況の変動に応じて給付水準調整の終了時期を変動させることにより、自動的に年金財政の均衡が図られる仕組みが組み込まれており、公的年金制度は、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、持続的な制度となっている。

第 1 - 1 - 13 図 給付水準の自動調整の仕組み



(5) 給付水準の下限

2004(平成 16)年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題である。そこで、一定の給付水準を確保するため、厚生年金の標準的な年金額の所得代替率を給付水準の尺度として用いて、給付水準の下限を所得代替率 50%と定めたところである。ここで、「厚生年金の標準的な年金額」とは、夫が平均賃金で 40 年間働いたサラリーマンであり、妻が 40 年間第 3 号被保険者である場合における世帯の年金額を指し、「所得代替率」とは、年金を受け取り始める時点(65 歳)における、現役世代の平均手取り収入額(ボーナス込み)に対する厚生年金の標準的な年金額の比率のことをいう。

2019(令和元)年度時点における所得代替率は 61.7%となっているが、この水準はマクロ経済スライドによる自動調整により低下していき、今回の財政検証においては、人口推計が中位推計で、経済成長が進むケースでは、所得代替率 50%を確保し、2115(令和 97)年度までのおおむね 100 年間における財政の均衡を確保できる見通しとなっている。

しかしながら、よりいっそう少子化が進行するなど、社会・経済情勢が想定以上に悪化するような場合には、年金財政の均衡を保つよう給付水準調整を行い続けるとすると、所得代替率が 50%を下回る見込みとなることもあり得る。

このような場合、財政検証において 5 年後までの間に所得代替率が 50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされた。また、併せてその際には、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

ただし、給付水準の調整によって所得代替率が 50%に近づくのは 20 年以上先

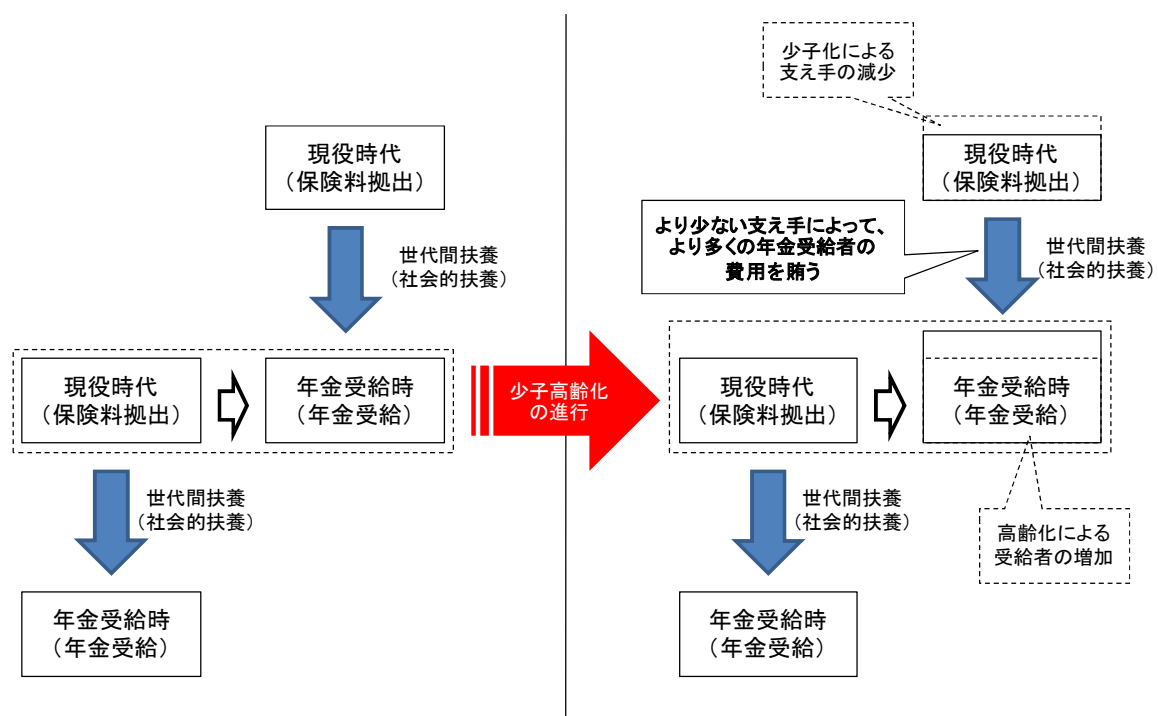
であることから、仮に現在の想定以上に社会・経済情勢が悪化したとしても、早々に上記の条件に当たることは想定しにくい。

4. 財政検証の位置づけ

我が国の公的年金制度は、高齢者に対する年金の支給に要する費用をそのときの現役世代の負担によって賄うという「賦課方式」を基本としつつ、一定の積立金を保有しそれを活用することにより、将来の受給世代について一定水準の年金額を確保するという財政方式のもとで運営されている（第1-1-14図）。

このような財政方式のもとでは、当初の見込みに比べて少子高齢化が進行すると、高齢者の相対的な増加によって年金給付が相対的に増加することから、年金財政の給付と負担の均衡を保つためには、現役世代の負担の増加、又は年金受給者の給付の抑制が必要となる。

第1-1-14図 賦課方式と少子高齢化



このため、2004(平成 16)年改正においてマクロ経済スライドが導入されたが、どの程度給付水準を調整する必要があるかについては、

- ・ 高齢化や少子化がどの程度まで進行するか
- ・ 女性や高齢者の労働市場への参加がどの程度進み、年金制度の支え手がどの程度増加するか
- ・ 経済成長がどの程度達成され、賃金の伸びや積立金の運用収入がどの程度見込まれるか

等、現在及び将来の人口や経済の動向に左右されるものである。

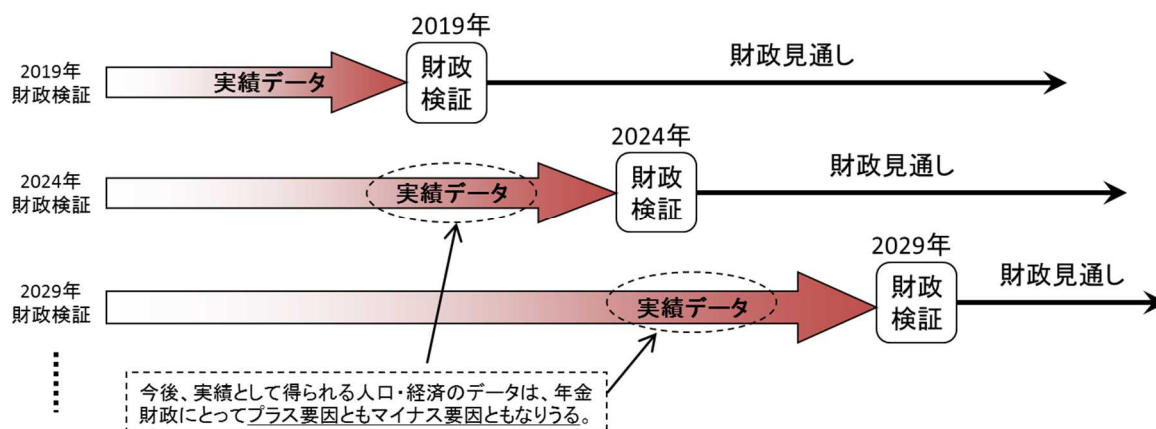
そこで、年金の財政状況を定期的に確認するために、少なくとも5年ごとに「財政検証」を実施し、おおむね100年という長期の財政収支の見通し、マクロ経済スライドの開始及び終了年度の見通し並びに給付水準の見通しを作成して、財政状況を検証することとされたのである。

また、財政検証においては、将来の人口や経済について一定の前提を設定するが、将来は不確定であり、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い最善の努力を払ったとしても実績と前提に乖離が生じるのは避けられない。

このため、財政検証では、時間の経過につれて新たに蓄積された最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな出発点からおおむね100年間の見通しを作成する(第1-1-15図)。それとともに、幅のある複数の前提を設定し、将来の人口や経済の姿に応じて、年金の財政状況を検証し、将来の給付水準等がどのようになるかを示しているのである。

財政検証の結果は、人口や経済を含めた将来の状況を正確に見通す予測(forecast)というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影(projection)という性格のものであることに留意が必要であり、結果を幅広く解釈した上で、今後の進むべき方向を読み解くことが重要である。

第1-1-15図 財政検証のイメージ



（補論）財政検証と財政再計算の違い

「財政再計算」と「財政検証」は、公的年金制度の将来にわたる収支見通しを作成するという点においては共通しているが、その役割については大きな違いがある。

財政再計算には、将来の保険料（率）の水準を定めるという役割がある。つまり、5年に1度、人口推計や将来の経済の見通しの変化等を踏まえて、現在の給付水準を維持すると仮定した場合には将来どの程度の水準の負担、つまり保険料（率）が必要となるのかを算定することである。その上で必要であれば再計算が行われるごとに給付と負担との関係が見直されることとなるが、実際も過去の再計算においては、負担の水準のみならず、給付水準に関しても見直しが行われてきた。

一方で財政検証は、財政再計算とは全く異なった性質を持っている。2004(平成16)年改正に伴って将来の保険料（率）の水準が法律で定められたことから、財政検証によって保険料（率）が定められる、ということはない。その代わりに、直近の社会・経済状況を踏まえた収支見通しを作成することにより、給付水準を自動調整する仕組みであるマクロ経済スライドについて、給付水準調整の終了年度を定める、もしくはその見通しを作成することが財政検証の主な目的のひとつとなっている。これはつまり、保険料水準を固定した上での給付の自動調整という現在の公的年金制度が持つ収支均衡の仕組みの中で、将来の給付水準がどの程度調整されていくのかという見通しを示すということである。このような中で、一定水準の給付費を維持したまま収支が均衡している姿が見通されるのであれば、その財政検証においては、「公的年金制度の仕組みは現時点では適切に機能している」と判断されることとなり、特に給付と負担の見直しなどが財政検証に伴って行われることはない。

ただし、5年後までに、所得代替率が50%を下回るほど引き下げられるような状況になっている場合には、そのような仕組みがもはや適切に機能しているとは言えない状況にあると判断されたと見なされ、給付水準調整の終了について検討するとともに、その結果に基づいた調整期間の終了その他の措置、および給付と負担の在り方についての検討が行われ、所要の措置が講ぜられることとなる。

このように、財政再計算はこれから先の給付と負担の水準を見直し、特に将来の保険料（率）水準をその都度設定していくためのものであったのに対して、財政検証は、2004(平成16)年改正で定められた負担の水準と給付の調整の仕組みが適切に機能しているかどうかを定期的に点検する意味合いのものとなっている。

第 2 節

2019(令和元)年財政検証

1. 財政検証の主な前提

財政検証は、おおむね 100 年間にわたる将来の保険料収入や年金給付費の見通しといった長期の年金財政の状況を見通すものであり、今後の人口や社会・経済状況について一定の前提を置く必要がある。

しかし、将来は不確実であることから、財政検証における前提の設定にあたっては幅を持った複数ケースを設定している。2019(令和元)年財政検証においては、経済の前提について、メインシナリオを設けず幅広く設定しており、将来の経済の状況に応じて、将来の年金の姿がどのようなようになるかを試算した。

(1) 将来推計人口（少子高齢化の状況）の前提

国立社会保障・人口問題研究所が 2017(平成 29)年 4 月に公表した「日本の将来推計人口」を用いている。合計特殊出生率及び死亡率について中位、高位、低位の 3 通りをそれぞれ設定している（第 1－2－1 表）。

第 1－2－1 表 合計特殊出生率及び平均寿命

合計特殊出生率		平均寿命			
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年		
1.45	出生高位 1.65 出生中位 1.44 出生低位 1.25	男 80.75 女 86.99	→	死亡高位 (余命の延びが小さい) 死亡中位 死亡低位 (余命の延びが大きい)	男 83.83 女 90.21 男 84.95 女 91.35 男 86.05 女 92.48

(2) 労働力率の前提

2019(平成 31)年 3 月に独立行政法人労働政策研究・研修機構（JILPT）がまとめた「労働力需給の推計」の「経済成長と労働参加が進むケース」、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」と「経済成長と労働参加が進まないケース」を用いている。

「経済成長と労働参加が進むケース」では、今後 10 年間で実質 2 % 程度の経済成長を見込んでいる経済財政諮問会議「中長期の経済財政に関する試算」

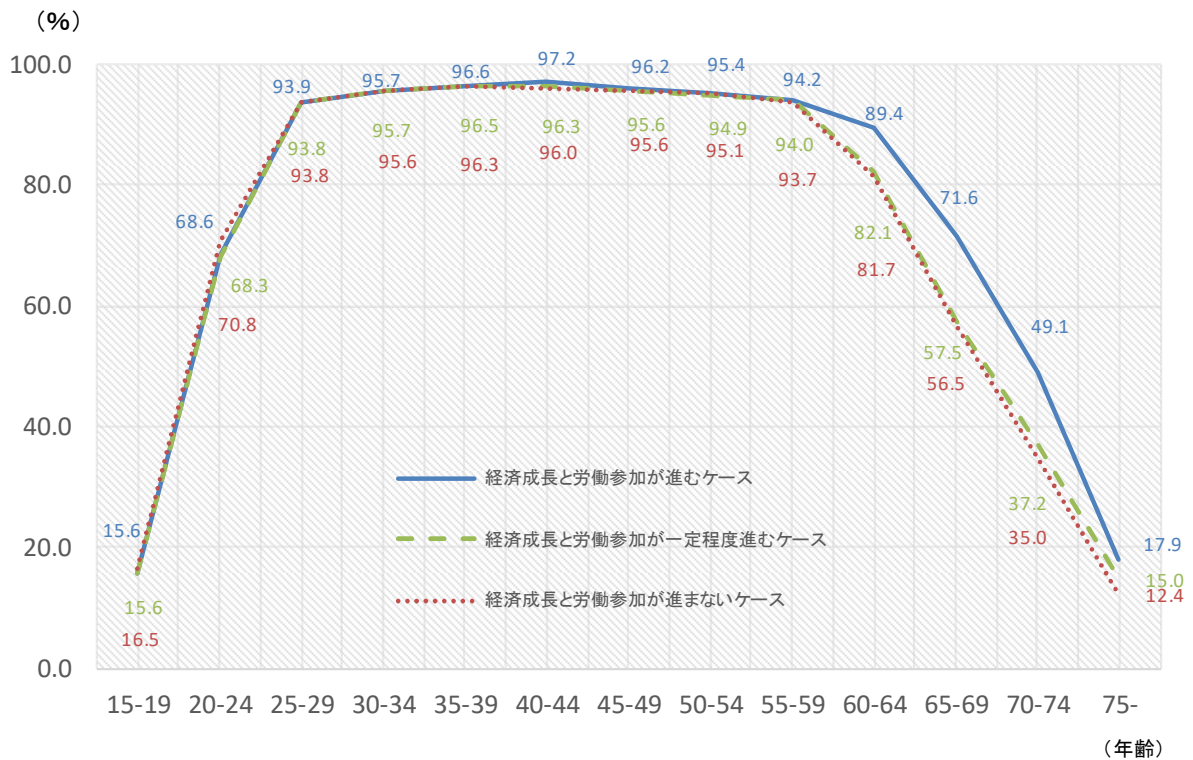
（成長実現ケース）を踏まえ、女性や高齢者の労働参加が大きく進むことを仮定しており、女性の労働力率についてはいわゆるM字カーブが消失し 30 歳台の労働力率が 85%を超えるまで上昇、男子については 60 歳台後半でも 70%を超えるとの見通しとなっている。

また、「経済成長と労働参加が一定程度進むケース」では、年率で実質 1 %程度の経済成長を見込んでいる経済財政諮問会議「中長期の経済財政に関する試算」（ベースラインケース）を踏まえ、女性の労働力率についてはM字カーブの窪みが浅くなり、30 歳台の労働力率がおおよそ 85%程度まで上昇する見通しとなっている。

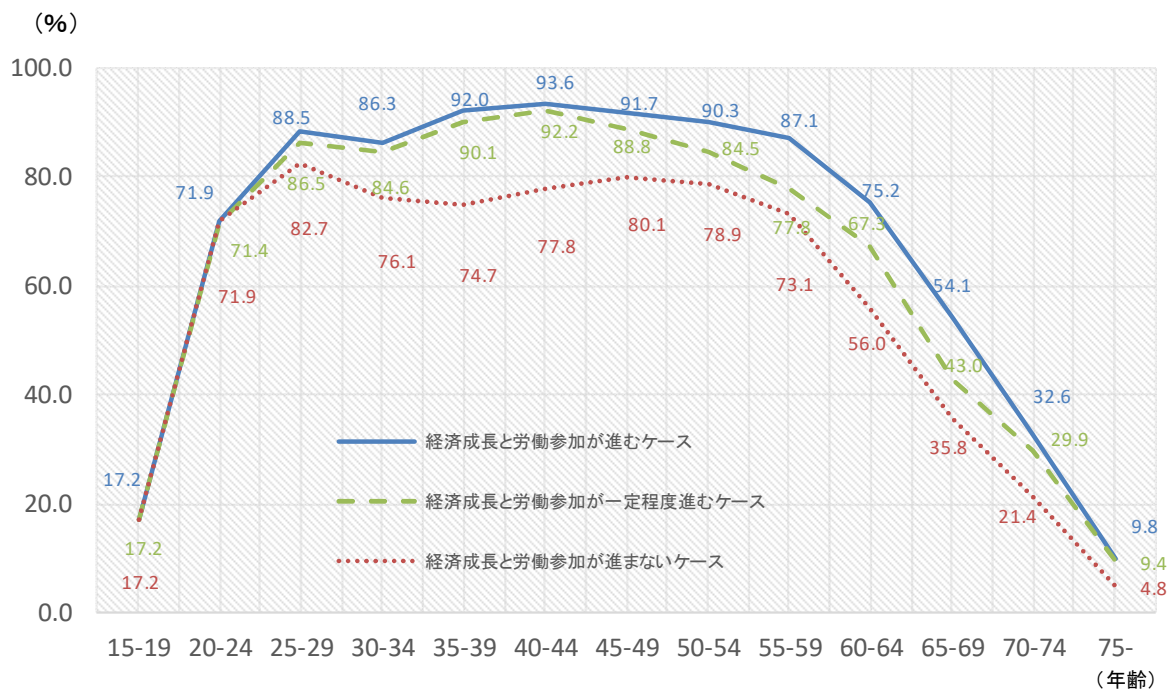
一方、「経済成長と労働参加が進まないケース」では、労働参加率が現状（2017（平成 29）年）程度で変化がない見通しとなっている。

なお、この推計の推計期間は 2040（令和 22）年までであるため、それ以降は 2040（令和 22）年の数値で一定としている（第 1－2－2 図）。

第 1 - 2 - 2 図 労働力率の前提
労働力率の将来推計
＜男性、2040(令和 22) 年＞



＜女性、2040(令和 22) 年＞



（３）経済前提

経済前提の設定に当たっては、設定プロセスの透明性を確保する観点から、経済・金融の専門家で構成された「年金財政における経済前提に関する専門委員会」を設置し、約１年半、１０回にわたる公開の場における議論を経て取りまとめられた検討結果の報告（２０１９（平成 31）年 3 月 13 日）に基づき、幅広い 6 ケースの前提が設定された。

① 短期の経済前提（2028（令和 10）年度までの前提）

2028（令和 10）年度以前の経済前提は、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（2019（令和元）年 7 月）の「成長実現ケース」、「ベースラインケース」それぞれに準拠して設定している。

成長実現ケースでは、アベノミクスで掲げたデフレ脱却・経済再生という目標に向けて政策効果が過去の実績も踏まえたペースで発現する姿を試算したものであり、潜在成長率の上昇とともに、2020 年代前半にかけて実質 2 % 程度、名目 3 % 程度を上回る成長率に上昇し、物価上昇率は 2023（令和 5）年度以降 2 % 程度に達すると試算されている。

ベースラインケースは、経済が足元の潜在成長率並みで将来に渡って推移する姿を試算しており、経済成長率は中長期的に実質 1 % 程度、名目 1 % 代半ば程度となる。また、物価上昇率は 0.8 % 程度で推移すると試算されている。

② 長期の経済前提（2029（令和 11）年度以降の前提）

2029（令和 11）年度以降の長期の経済前提は、専門委員会における検討結果の報告で示された幅の広い 6 ケースの経済前提を設定した（第 1－2－3 表）。

このうち、ケースⅠ～Ⅲは内閣府試算の「成長実現ケース」から接続するものとして設定された高成長ケース、ケースⅣ～Ⅵは内閣府試算の「ベースラインケース」に接続するものとして設定された低成長ケースとなっている。

第 1－2－3 表 長期の経済前提

		将来の経済状況の仮定		経済前提				(参考)
		労働力率	全要素生産性 (TFP) 上昇率	物価上昇率	賃金上昇率 (実質<対物価>)	運用利回り		経済成長率 (実質) 2029年度以降 20～30年
						実質 <対物価>	スプレッド <対賃金>	
ケースⅠ	内閣府試算 「成長実現 ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算 「ベースライン ケース」に 接続するもの	経済成長と 労働参加が 一定程度進む ケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と 労働参加が 進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

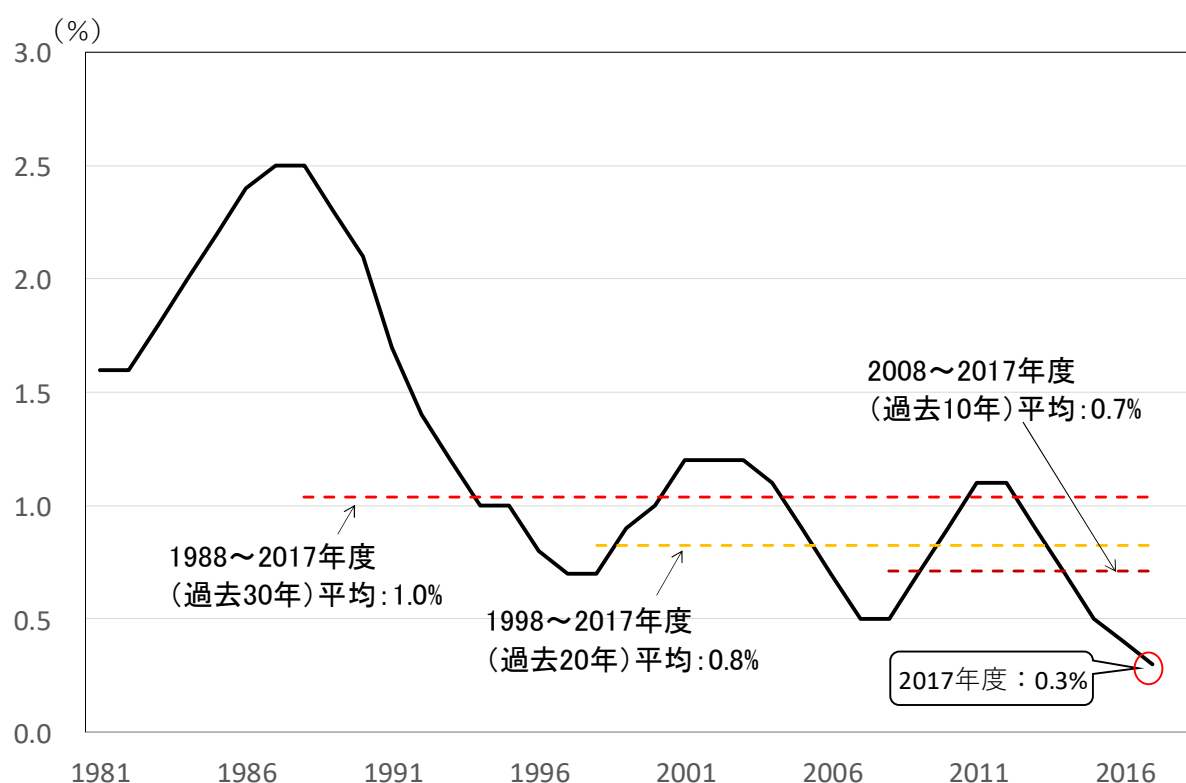
長期の経済前提の設定にあたっては、コブ・ダグラス型生産関数を用いたマクロ経済に関する試算の枠組みに基づき、6通りのシナリオを設定して実質経済成長率等の推計を行った。

それぞれのシナリオは、技術革新などによる成長分と解釈される6通りの「全要素生産性(TFP)上昇率」を軸に、過去の実績を基礎としつつ、日本経済の潜在的な成長率の見通しや労働力需給の見通しを踏まえた整合性のあるパラメータを設定している。

短期の前提で準拠した内閣府試算においては、軸となる全要素生産性(TFP)上昇率は、年0.3%である足下の実績が、「成長実現ケース」は日本経済がデフレ状況に入る前に実際に経験した上昇幅とペース(1982(昭和57)年度から1987(昭和62)年度までの、5年間で0.9%程度の上昇ペース)で1.2%まで上昇、「ベースラインケース」は2002(平成14)年1月以降(第14循環以降)の平均である0.8%まで上昇すると仮定されている。

全要素生産性(TFP)上昇率のこれまでの推移をみると、1990(平成2)年以前は1.5%以上の水準にあったが、おおむねバブル崩壊後の1990年代後半以降は、0.3～1.2%の間を推移している。また、過去10年から30年の平均を見ると、0.7～1.2%の間を推移している(第1－2－4図)。

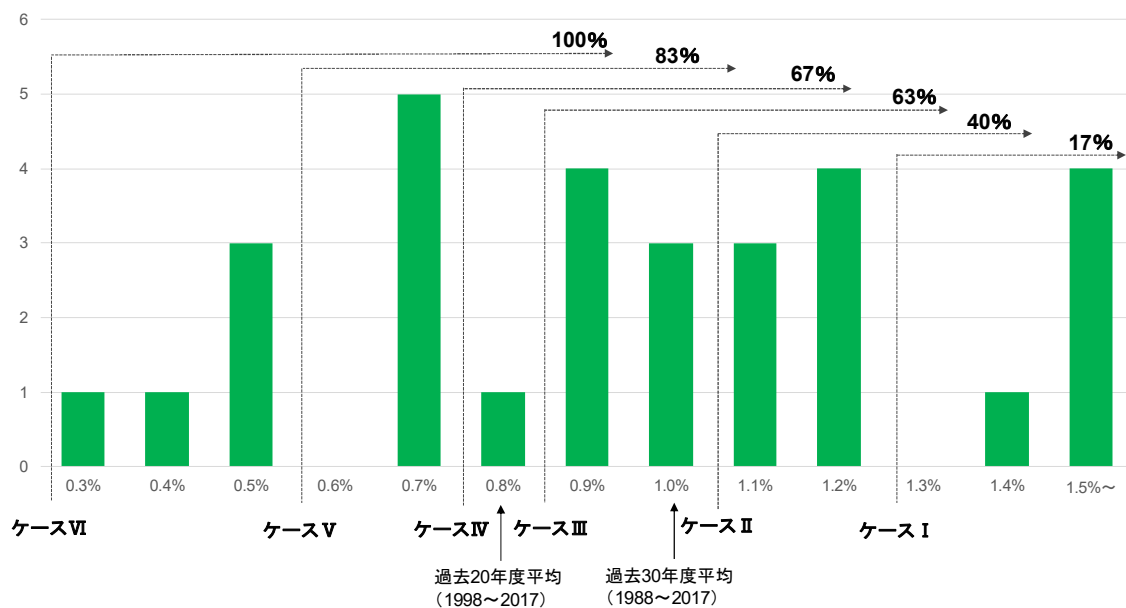
第 1－2－4 図 全要素生産性（TFP）上昇率の推移（1981～2017 年度）



（出典）月例経済報告（内閣府）2018 年 10-12 月期四半期別 GDP 速報（1 次速報値）

過去 30 年間（1988～2017 年度）の全要素生産性（TFP）上昇率の分布をみると、ケースⅠの 1.3%以上が 17%、ケースⅡの 1.1%以上が 40%、ケースⅢの 0.9%以上が 63%、ケースⅣの 0.8%以上が 67%、ケースⅤの 0.6%以上が 83%、ケースⅥの 0.3%以上が 100%を占めている（第 1－2－5 図）。

第 1－2－5 図 全要素生産性（TFP）上昇率の「仮定」と「実績」の比較



全要素生産性（TFP）上昇率は内閣府試算の設定、バブル崩壊後の 1990 年代後半以降の実績の範囲、過去 30 年の実績の分布を踏まえて設定されており、ケース I からケース VI まで 1.3～0.3% の範囲で 6 通りの設定を行っている。これは、おおむねバブル崩壊後の 1990 年代後半以降の全要素生産性上昇率は 1.2～0.3% であり、概ねこの範囲で設定されているものとも考えられる。

このように設定された経済前提の 2029(令和 11)年度以降 20～30 年の実質経済成長率は、ケース I～III では年平均 0.9～0.4% とプラス成長を確保しているが、ケース IV～VI では年平均 0.2～▲0.5% とほぼゼロ成長又はマイナス成長と見込まれている。

（４）その他の前提

財政検証においては、人口、経済以外にも、有遺族率、障害年金発生率、納付率など、制度の状況等に関する前提が設定されている。これらは、被保険者及び年金受給者等の実績データ等を基礎として設定した。このうち国民年金保険料の納付率については、今後の取組強化等により、現年度納付率は 2023(令和 5)年度に 70%、過年度保険料の納付分を含めた最終納付率は 2021(令和 3)年度に 75% へ向上するものとして設定した。

2. 所得代替率の将来見通し

(1) 厚生年金の給付水準を測る公的年金の所得代替率

厚生年金の給付水準を測る基準として用いられる公的年金の所得代替率は、現役男子の平均手取り収入額に対する年金額の比率によって表される。分母の厚生年金男子の平均賃金は共済年金の男子組合員も含めて算出され、2019(令和元)年度の手取り賃金の平均は 35.7 万円となる。この賃金水準で計算される 2019(令和元)年度のモデル年金の新規裁定時の年金額(本来水準)は、夫婦 2 人の基礎年金 13.0 万円と報酬比例年金 9 万円を合わせて 22.0 万円となり、現役世代の手取り賃金に対する比率である所得代替率は 61.7%となっている。これが、2019(令和元)年度の所得代替率であり、今回の財政検証の足下の給付水準となる。

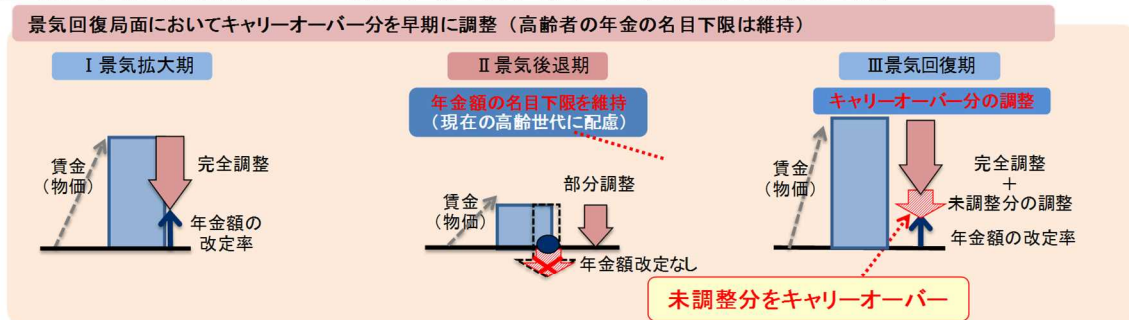
所得代替率は、マクロ経済スライドによる給付水準調整が発動されなければ、原則として、分子の新規裁定時の年金額は、分母の手取り賃金の伸び率でスライドするため、分母、分子が同じ伸び率で伸びることとなり、所得代替率は変動しない。

マクロ経済スライドが発動されると、分子の年金額は手取り賃金より伸びを低く抑えられるため、給付水準が調整され所得代替率が低下することとなる。しかしながら、デフレ経済が長引いたため、2004(平成 16)年改正で導入されたマクロ経済スライドは 2014(平成 26)年度まで発動することがなく、所得代替率は、むしろ上昇する結果となっている。この所得代替率の上昇は、主に基礎年金で起こっており、この間の新規裁定時の基礎年金の改定が、分母の賃金の低下より小さく抑えられているため生じたものである。これは、賃金の低下が物価の低下よりも大きい経済状況において、新規裁定時の基礎年金は、賃金でなく物価を基準に改定する仕組みが引き起こした結果である。

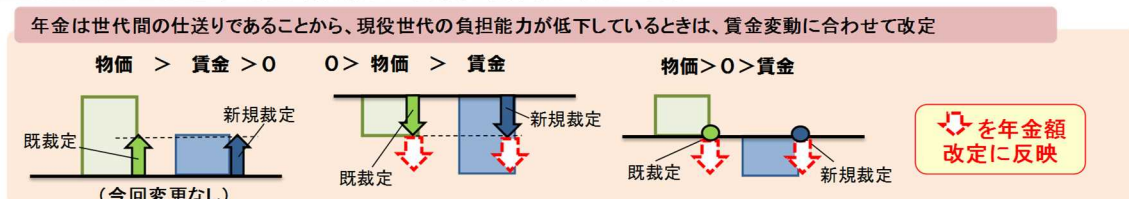
なお、2014(平成 26)年財政検証結果により確認された基礎年金が構造的にかかえる事項への対処について、年金部会での議論も踏まえ、2016(平成 28)年に公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律が成立した。この中で、年金額の改定ルールの見直しが行われ、マクロ経済スライドについて、年金の名目額が前年度を下回らない措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分を含めて調整する仕組みが導入され、マクロ経済スライドの強化が図られた。あわせて、賃金変動が物価変動を下回る場合に賃金変動に合わせて年金額を改定することとし、年金財政の支え手である現役世代の負担能力にあわせた年金給付とする仕組みが導入された(第 1-2-6 図)。

第 1 - 2 - 6 図 年金額改定ルールの見直し

① マクロ経済スライドによる調整のルールの見直し（少子化、平均寿命の伸びなど長期的な構造変化に対応）



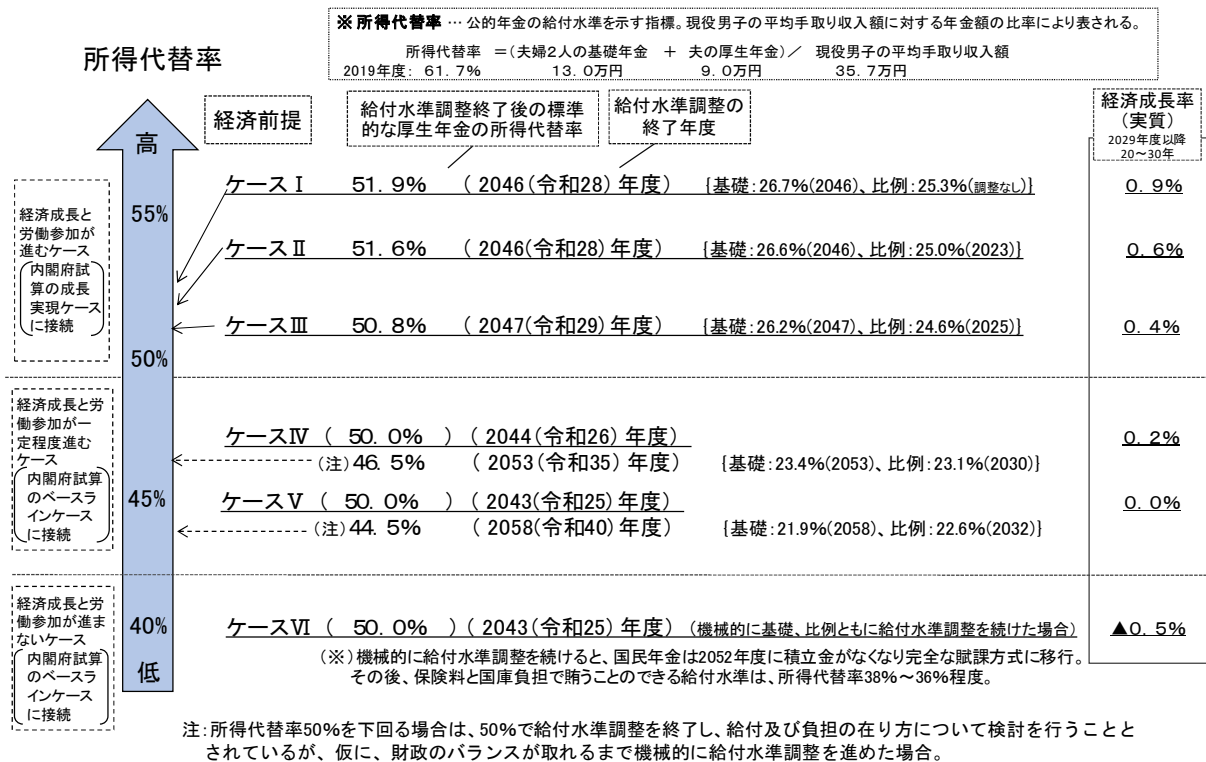
② 賃金・物価スライドの見直し（賃金・物価動向など短期的な経済動向の変化に対応）



（２）幅広い経済前提における所得代替率の見通し

マクロ経済スライドによる給付水準調整は、概ね 100 年間の年金財政が均衡するところで終了する仕組みであるが、終了時期及び終了後の所得代替率は、今後の人口や経済の推移で変わる。次の第 1 - 2 - 7 図は、人口が中位推計で推移した場合に、幅広く設定した経済前提に応じて、マクロ経済スライドの終了年度及び終了後の所得代替率がどのようになるかを示したものである。給付水準の調整終了後は分子の新規裁定時の年金額は、分母の賃金の伸び率でスライドするため、所得代替率が維持される。

第 1－2－7 図 給付水準の調整終了年度と所得代替率の見通し



6 ケース設定した経済前提のうち、女性や高齢者の労働市場への参加が進み、日本経済が成長するケース(ケースⅠ～Ⅲ)では、将来にわたって所得代替率 50% 以上を確保する結果となった。

しかしながら、女性や高齢者の労働市場への参加が一定程度進むケース(ケースⅣ、Ⅴ)や進まないケース(ケースⅥ)においては、財政の均衡を図るためには、給付水準の下限(所得代替率 50%)を超えて給付水準調整が必要との結果となった。

特にマイナス成長のケースⅥでは、物価や賃金の伸び率が低いためマクロ経済スライドが十分に機能せず、給付水準調整の途上である 2052(令和 34)年度に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する見込みとなった。完全な賦課方式に移行した場合、保険料と国庫負担のみで賄うことのできる給付水準は所得代替率 36～38%であり、最も厳しい経済前提では給付水準はこの水準まで低下する見通しである。

なお、2004(平成 16)年改正法附則の規定では、「次の財政の現況及び見通しが作成されるまでの間に所得代替率が 50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整の終了その他の措置を講ずるとともに、給付及び費用負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること」とされているが、今回の財政検証にお

いては、5年後の2024(令和6)年度の所得代替率の見通しは60.0～60.9%となっており、50%を下回る見込みはないため、この規定に該当するものではない。

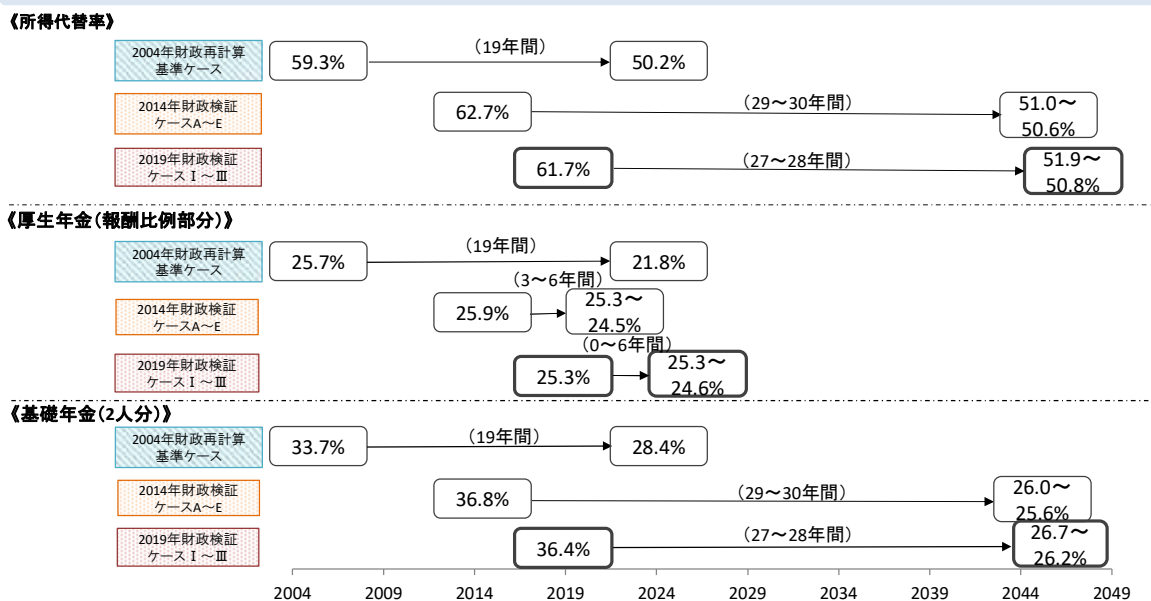
また、どのケースでも報酬比例年金に比べて基礎年金の調整期間が長く、基礎年金の水準低下が大きい。前回の財政検証でも同様の傾向があったが、今回は厚生年金の被保険者の増加や運用収益増といった年金財政へのプラス要素もあり、これまで見られたような基礎年金部分の将来の所得代替率の低下にも歯止めがかかった。

しかしながら、2004(平成16)年の改革時の想定と比較してマクロ経済スライドが長期化、基礎年金水準が低下している状態であることには変わりがない。これは、今回の財政検証の足下となる2019(令和元)年度の所得代替率でみた給付水準が、2004(平成16)年時と比べて基礎年金で上昇したため、国民年金の財政状況が悪化し、将来の給付水準をより大きく引き下げる必要が生じたものである(第1-2-8図)。

厚生年金については、基礎年金部分の給付水準が低下すると、固定された保険料率のうち基礎年金部分に充てる分が減るため、逆に報酬比例年金に多くの財源を充てることができる。このため報酬比例年金の給付水準調整が小さくなり、調整後の所得代替率が上昇する仕組みとなっている。

第1-2-8図 所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化
(経済成長と労働参加が進むケース)

- 足下の所得代替率は前回検証後にマクロ経済スライド調整が発動(累計1.4%)したこと等により低下。
- 一方、給付水準調整終了後の所得代替率は、経済成長と労働参加が進むケースⅠ～Ⅲと前回財政検証のケースA～E(労働市場への参加が進む経済再生ケース)を比較すると、出生率の改善や労働参加の進展等によりわずかに上昇。
- 一定の経済成長と労働参加が進めば将来的に所得代替率50%を確保できるが、報酬比例に比べ基礎年金の給付水準調整期間が長期化している点は前回財政検証と同様。



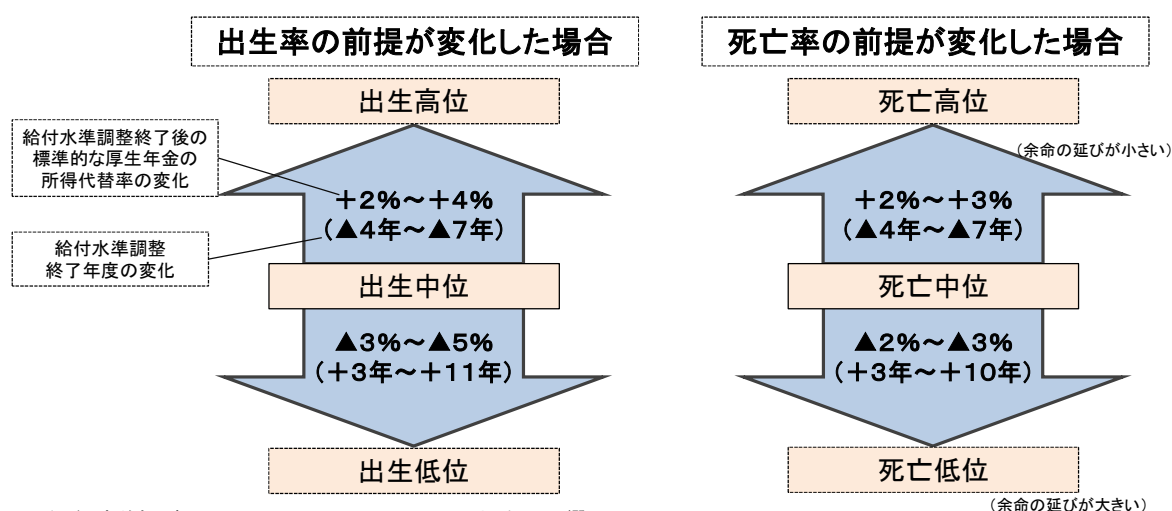
（３）人口等の前提が変動した場合の所得代替率の見通し

出生率や死亡率の将来の動向が所得代替率に与える影響をみたのが、第１－２－９図である。

出生率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は４～７年短縮し所得代替率は２～４％上昇する結果となり、低位推計とすると調整期間は３～１１年延長し所得代替率は３～５％低下する見通しである。２０６０（令和４２）年の出生率の前提は、高位推計は１．６５、中位推計１．４４、低位推計１．２５であり、いずれも人口を維持する水準と比べるとかなり低い水準である。賦課方式を基本とする公的年金において出生率の動向が与える影響は大きいことが分かる。

死亡率の前提を中位推計から高位推計にすると調整期間は４～７年短縮し所得代替率は２～３％上昇する結果となり、低位推計に変化させた場合は、調整期間は３～１０年延長し、所得代替率は２～３％低下する見通しである。高位推計、低位推計は寿命が約１年変化する前提であり、受給期間の延び又は短縮の影響により給付水準が低下又は上昇する。

第１－２－９図 人口の前提が変化した場合の所得代替率への影響



注：経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤの場合の影響

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年(実績)	2065年	2015年(実績)	2065年
1.45	→	出生高位 1.65 出生中位 1.44 出生低位 1.25	死亡高位 男 83.83 女 90.21 死亡中位 男 84.95 女 91.35 死亡低位 男 86.05 女 92.48

3. 年金額の将来見通し

所得代替率は、現役世代の手取り賃金に対する年金の相対的な水準を示すものであるため、所得代替率が同じ場合でも、現役世代の賃金の実質価値が上昇すると（つまり賃金による購買力が上昇し生活水準が上がると）、それに伴い年金の実質価値も上昇し、年金による購買力も増加する。

今後、マクロ経済スライドにより、現役世代の手取り賃金との相対的な水準を示す所得代替率は低下していく見通しであるが、十分な実質賃金上昇がある経済を仮定すると、購買力でみた年金の実質額が低下するとは限らない。

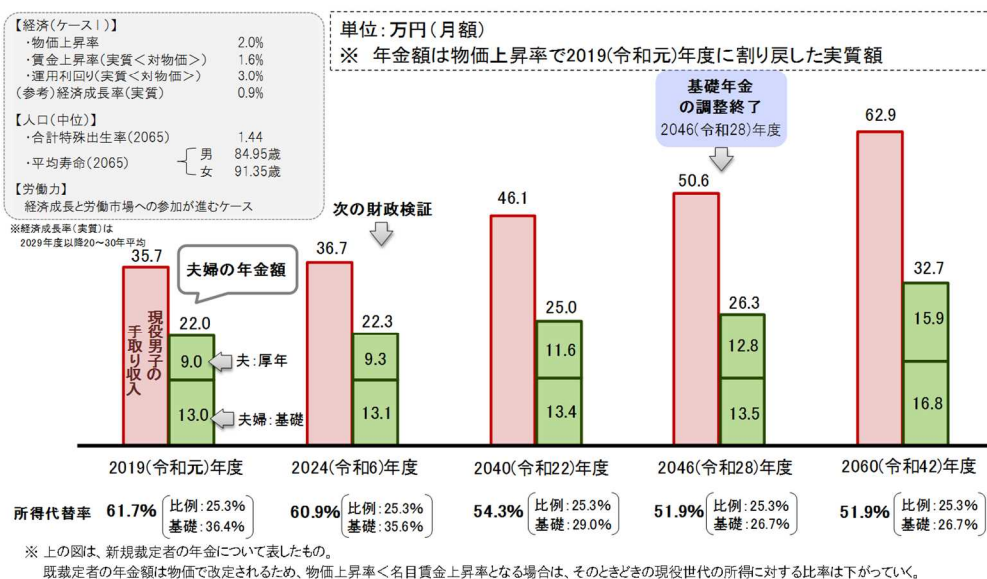
したがって、将来の年金の給付水準を考えるに当たっては、所得代替率とともに、購買力でみた年金の実質価値がどのようになるかを合わせてみるのが重要である。

新規裁定時の年金額について、購買力でみた実質額の将来見通しを、経済前提ケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤについて示したのが、それぞれ第1-2-10図、第1-2-11図、第1-2-12図である。

なお、将来の年金の実質額は、将来の名目年金額を、物価上昇率を用いて現在価値に割り引くことで計算される。

第 1-2-10 図 年金額の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅠ（変動なし）

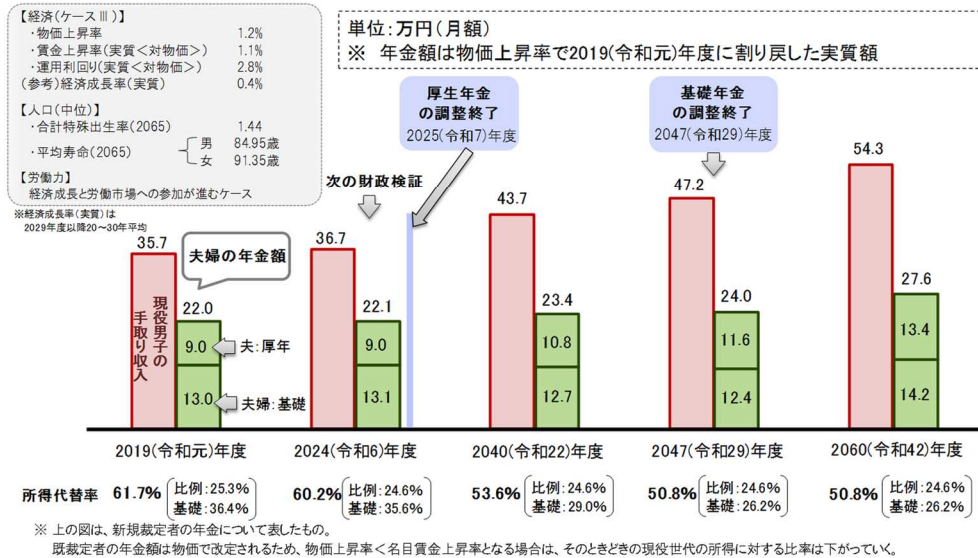
- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2046(令和28)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率51.9%』が維持される。なお、厚生年金は調整なしである。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。



第1-2-11 図 年金額の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ（変動なし）

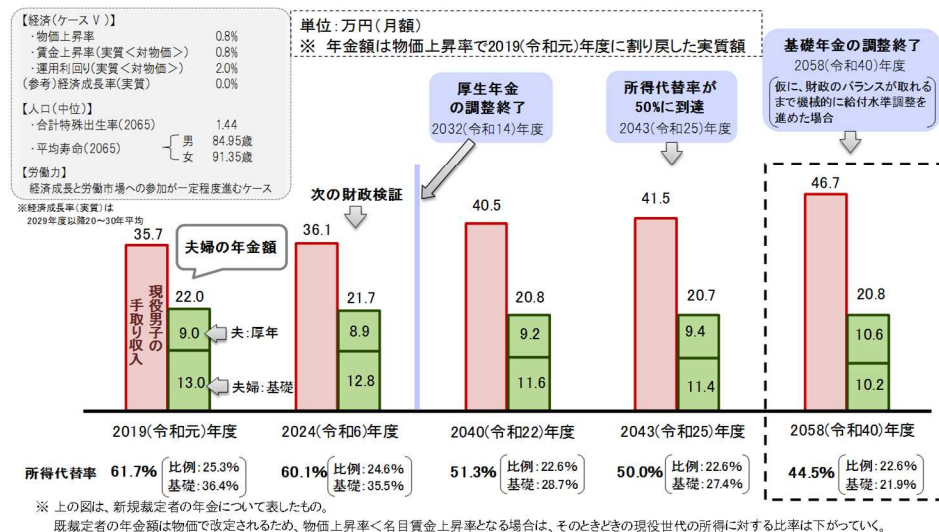
- マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2047(令和29)年度』、『厚生年金で2025(令和7)年度』で終了し、それ以後、『所得代替率50.8%』が維持される。
- 一方、マクロ経済スライドによる調整期間において、新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても増加。



第1-2-12 図 年金額の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅤ（変動なし）

- マクロ経済スライドによる調整で2043(令和25)年度に所得代替率50%に到達する。仮に、その後も機械的にマクロ経済スライドの適用を続けて財政を均衡させた場合、マクロ経済スライドによる調整は『基礎年金で2058(令和40)年度』、『厚生年金で2032(令和14)年度』で終了し、『所得代替率44.5%』になる。
- 一方、所得代替率が50%に到達する2043(令和25)年度までの新規裁定時の年金額は、賃金の上昇によってモデル年金ベースでは物価上昇分を割り引いても微減。



それぞれのケースで現役世代の手取り賃金を比べると、2019(令和元)年度に35.7万円の現役世代の手取り賃金は、いずれのケースも実質額が上昇する見通しであるが、実質賃金上昇率の違いにより、将来の実質額には差が生じる。例えば、2040(令和22)年度でみると、ケースⅠは46.1万円、ケースⅢは43.7万円となり、ケースⅤは40.5万円となっている。

それぞれの経済状況において2019(令和元)年度に22.0万円のモデル年金は、ケースⅠ、ケースⅢでは実質額で増加し、2040(令和22)年度で、ケースⅠが25.0万円、ケースⅢが23.4万円となるが、ケースⅤは、実質額が微減する。実質経済成長により現役世代の生活水準が上昇するなかで、マクロ経済スライドによる給付水準調整を行っているが、年金の購買力はケースⅠ、ケースⅢでは上昇し、ケースⅤでは微減となっている。

ただし、基礎年金の購買力をみるとケースⅠでは2040(令和22)年度でも2019(令和元)年度を上回る購買力を確保しているが、ケースⅢ、Ⅴでは2019(令和元)年度に13.0万円の夫婦2人分の基礎年金は、2040(令和22)年度には、ケースⅢは12.7万円と微減、ケースⅤは11.6万円に減少しており、とりわけ低成長ケースでの基礎年金の購買力の低下が課題となる。

ケースⅠでは、実質賃金上昇率の見込みは1.6%であり、一方、マクロ経済スライドによるスライド調整率はフルに発動した場合でも2040(令和22)年までの平均で年1.2%であるため、賃金スライドによる年金改定がスライド調整率を上回り年金の実質額が上昇するが、ケースⅢやケースⅤでは、実質賃金上昇率はそれぞれ1.1%、0.8%であり、スライド調整率を下回る年もあるため年金の実質額が低下することとなる。

一方、年金を受給し始めた年以降の年金額（既裁定年金）は、原則として物価スライドにより年金の購買力を維持する仕組みであるが、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間は、物価スライドを抑制することとなるため、いずれの経済前提においても年金の購買力は低下していくことになる。

4. 賃金水準に応じた所得代替率及び年金額の将来見通し

厚生年金の保険料は1階部分、2階部分を合わせて賃金に比例した保険料負担となっているのに対し、1階部分の基礎年金は賃金に比例しない定額給付である。この仕組みにより厚生年金には所得再分配の機能が内在しており、低所得者にとって保険料負担の割に多くの年金を受け取れる有利な仕組みとなっている。

このため賃金水準が低い方が年金額は低くなるが、賃金水準との対比で示され

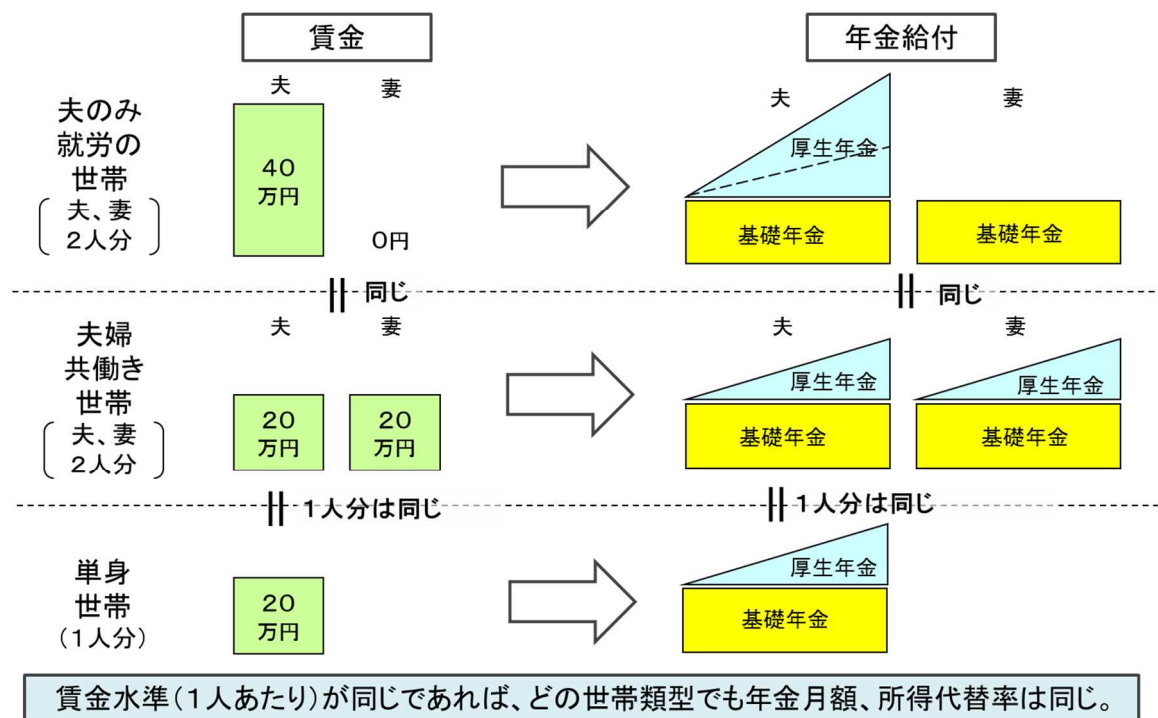
る所得代替率は、賃金水準が低い方が高くなる。

次に、被用者世帯における片働き世帯と共働き世帯を比べると、夫婦2人の合計賃金と同じであれば、基礎年金は同じ2人分、報酬比例年金も同じ賃金水準の報酬比例年金となるため、夫婦2人の合計年金額は同じとなり、その結果、所得代替率も同じとなる。また、単身世帯と比較しても夫婦1人当たりの賃金と単身者の賃金と同じであれば、同様に1人分の年金額も所得代替率も同じとなる構造である（第1-2-13図）。

このように、年金額や所得代替率は、加入期間が同じ場合、世帯1人当たり賃金水準が同じであれば、どのような世帯構造であっても世帯1人当たりでみた年金額や所得代替率は同じになり、世帯類型による違いは生じない。

第1-2-13図 公的年金の負担と給付の構造（世帯類型との関係）

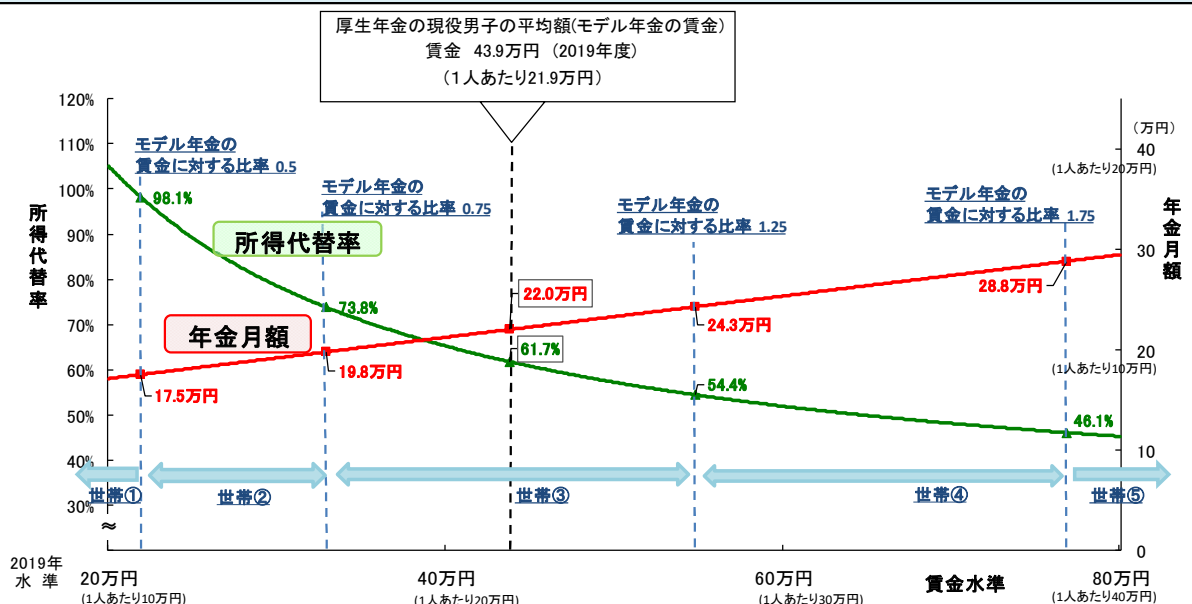
賃金水準(1人あたり)が同じ世帯における公的年金の負担と給付の構造(図による例示)



すなわち、厚生年金に適用される被用者世帯を考えた場合、40年加入を前提とすると年金額や所得代替率は、賃金水準によって定まることとなる。そこで、世帯の賃金水準に応じて、年金額及び所得代替率がどのような見通しとなるかを示したものが第1-2-14図から第1-2-17図である。

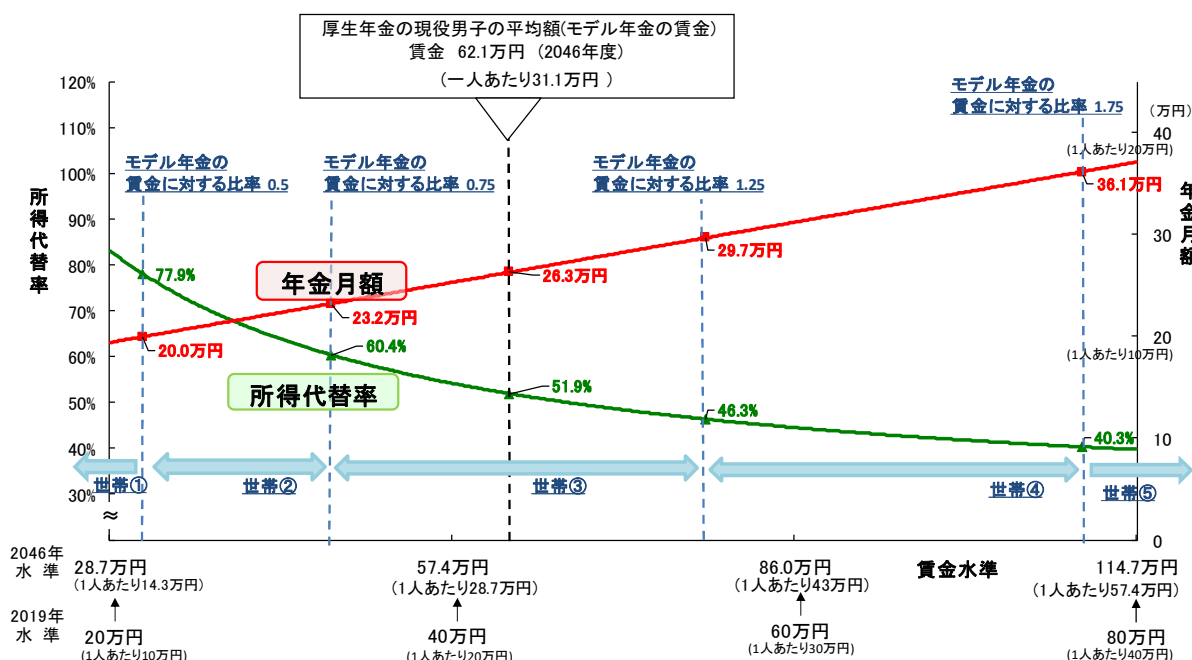
第1-2-14図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <現在（2019(令和元)年度）>

- 厚生年金の年金月額や所得代替率は、世帯類型によらず世帯の賃金水準(1人あたり)によって決まる。このことから、モデル年金の賃金を中心とし、賃金に対する比率0.5, 0.75, 1.25, 1.75倍の賃金を基準とし、年金月額や所得代替率がどのようになるか示した。
- 公的年金は所得再分配機能を有することから賃金水準が高い世帯ほど、年金月額は高く所得代替率が低くなる構造となっている。
- 所得代替率や年金月額の違いは世帯類型でなく賃金水準の違いから生じているものであり、賃金水準に着目することが重要である。



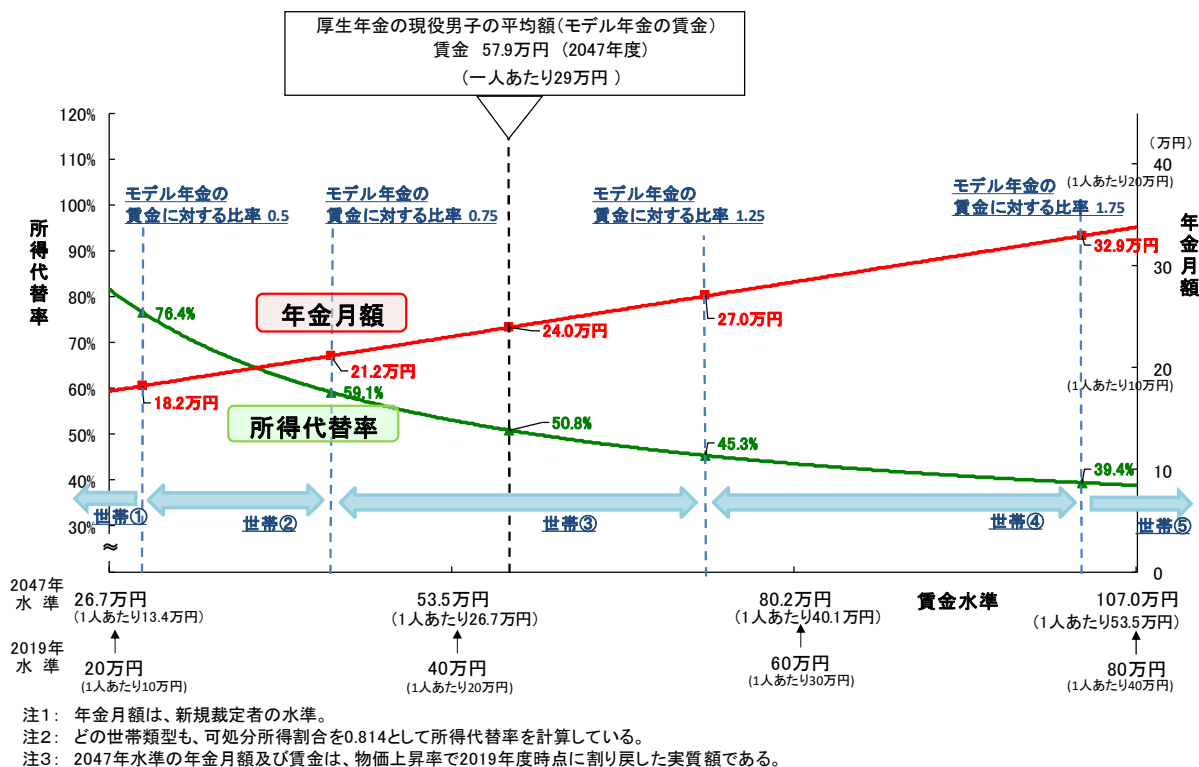
- 注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。
 注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
 注3: 世帯構成は、2016年国民生活基礎調査(所得は2015年1月～12月)の一時点の構成をみているため、生涯の平均賃金の分布を示しているものではない。このため、将来の所得代替率や年金額の分布を示しているものではないことに留意が必要。

第1-2-15図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <ケースⅠ 2046(令和28)年度（人口中位）>

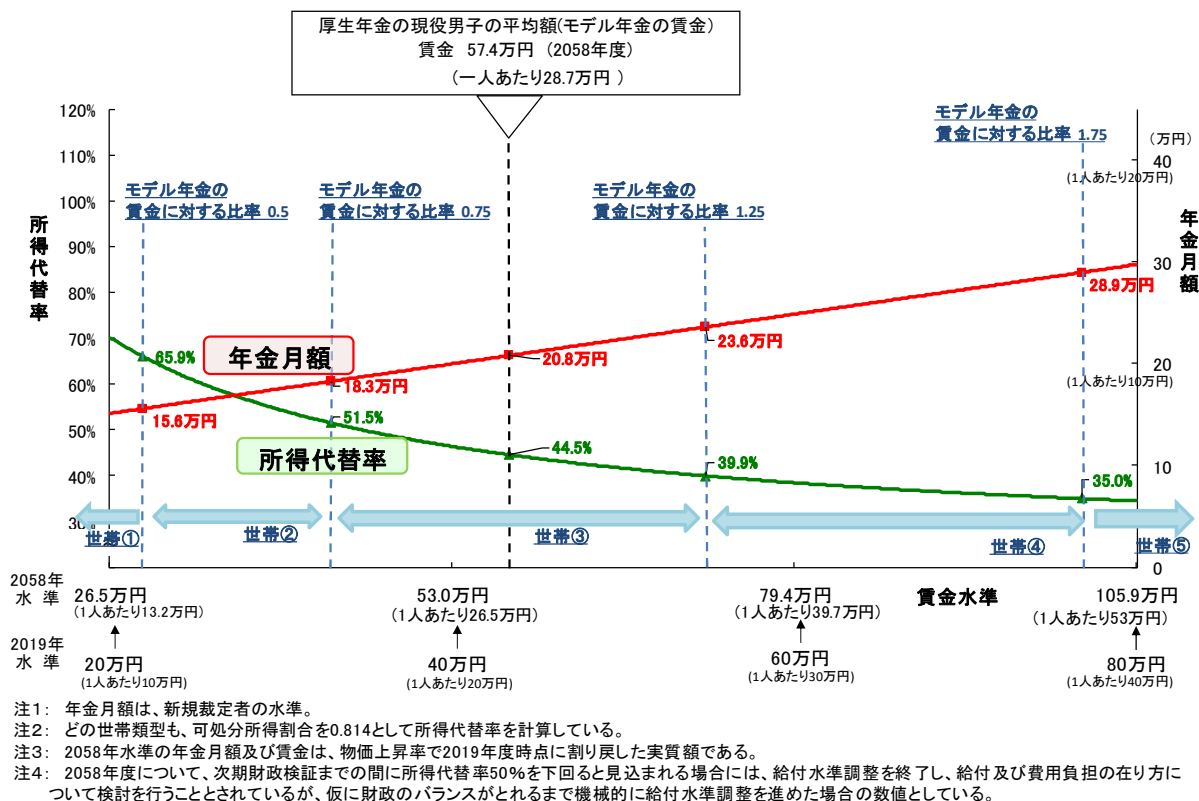


- 注1: 年金月額は、新規裁定者の水準。
 注2: どの世帯類型も、可処分所得割合を0.814として所得代替率を計算している。
 注3: 2046年水準の年金月額及び賃金は、物価上昇率で2019年度時点に割り戻した実質額である。

第1-2-16図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <ケースⅢ 2047(令和29)年度>



第1-2-17図 賃金水準（1人あたり）別の年金月額及び現役時の賃金比率
 <ケースⅤ 2058(令和40)年度>



5. 年金財政の将来見通し（人口前提：出生中位、死亡中位）

（１）被保険者数の見通し

被保険者数の見通しは、将来推計人口と労働力率の見通しを基礎に、就業者に占める雇用者比率の変化や短時間労働者の労働時間分布の変化等を織り込み厚生年金被保険者数を算出し、さらに、女性の第3号被保険者割合の変化等も織り込み第1号被保険者数及び第3号被保険者数の見通しを算出している。

被保険者数の見通しは、保険料収入や将来の年金給付を算出する上で基礎となり、財政見通しを作成する上で重要な見通しとなる。

被保険者数の見通しは、基礎とする将来推計人口と労働力率の見通しに応じてそれぞれ作成される。人口の前提が中位推計の場合の公的年金被保険者数の将来見通しを示したものが、第1－2－18表から第1－2－20表である。

人口の前提が中位推計、労働市場への参加が進む場合の公的年金の被保険者数の見通しは、2019(令和元)年度で6,730万人、以降、生産年齢人口の減少に伴い減少を続け、2033(令和15)年度には6千万人を割り5,960万人となる。その後、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年前後から減少のスピードを加速し、2050(令和32)年度には4,780万人になるものと見込まれている。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、公的年金被保険者数の減少率(4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均))に寿命の伸び等を勘案して設定した一定率(0.3%)を加えた率(表中②の欄)を基礎として行われる。

第1-2-18表 公的年金被保険者数の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が進むケース

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.3	14.6	44.3	(39.9)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	-0.2
2020(2)	66.9	14.4	44.4	(39.9)	(4.5)	8.1	(7.3)	(0.9)	0.1	-0.2
2021(3)	66.5	14.2	44.4	(39.9)	(4.4)	8.0	(7.1)	(0.8)	0.0	-0.3
2022(4)	66.1	14.0	44.3	(39.9)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	-0.2	-0.5
2023(5)	65.7	13.8	44.2	(39.8)	(4.4)	7.6	(6.8)	(0.8)	-0.4	-0.7
2024(6)	65.2	13.6	44.2	(39.8)	(4.4)	7.4	(6.7)	(0.8)	-0.6	-0.9
2025(7)	64.7	13.3	44.1	(39.7)	(4.4)	7.3	(6.5)	(0.8)	-0.6	-0.9
2030(12)	61.9	12.1	43.4	(39.2)	(4.2)	6.3	(5.7)	(0.7)	-0.8	-1.1
2035(17)	57.9	10.7	41.6	(37.5)	(4.1)	5.6	(5.0)	(0.6)	-1.3	-1.6
2040(22)	54.2	9.9	39.2	(35.3)	(3.9)	5.1	(4.6)	(0.6)	-1.3	-1.6
2050(32)	47.8	8.8	34.4	(30.8)	(3.6)	4.6	(4.1)	(0.5)	-1.2	-1.5
2060(42)	43.2	8.0	31.1	(27.8)	(3.3)	4.1	(3.6)	(0.5)	-1.0	-1.3
2070(52)	38.7	7.1	27.9	(25.0)	(2.9)	3.7	(3.3)	(0.4)	-1.1	-1.4
2080(62)	34.5	6.3	24.9	(22.3)	(2.6)	3.3	(2.9)	(0.4)	-1.2	-1.5
2090(72)	31.0	5.7	22.3	(19.9)	(2.3)	3.0	(2.6)	(0.3)	-1.1	-1.4
2100(82)	27.8	5.1	20.0	(17.9)	(2.1)	2.6	(2.3)	(0.3)	-1.1	-1.4
2110(92)	24.8	4.6	17.9	(16.0)	(1.9)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.1	-1.4
2115(97)	23.4	4.3	16.9	(15.1)	(1.8)	2.2	(2.0)	(0.3)	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第1-2-19表 公的年金被保険者数の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が一定程度進むケース

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.2	14.6	44.3	(39.8)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	-0.2
2020(2)	66.8	14.5	44.2	(39.7)	(4.5)	8.2	(7.3)	(0.9)	0.1	-0.2
2021(3)	66.4	14.4	44.0	(39.6)	(4.4)	8.1	(7.2)	(0.8)	0.0	-0.3
2022(4)	66.0	14.3	43.8	(39.3)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	-0.2	-0.5
2023(5)	65.5	14.1	43.5	(39.1)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	-0.5	-0.8
2024(6)	64.9	14.0	43.3	(38.9)	(4.4)	7.7	(6.9)	(0.8)	-0.6	-0.9
2025(7)	64.4	13.8	43.0	(38.6)	(4.4)	7.5	(6.8)	(0.8)	-0.7	-1.0
2030(12)	61.2	12.9	41.4	(37.2)	(4.2)	6.8	(6.1)	(0.7)	-0.9	-1.2
2035(17)	57.1	11.5	39.5	(35.4)	(4.1)	6.0	(5.4)	(0.7)	-1.3	-1.6
2040(22)	53.3	10.5	37.3	(33.4)	(3.9)	5.5	(4.8)	(0.6)	-1.4	-1.7
2050(32)	47.1	9.3	32.8	(29.2)	(3.6)	4.9	(4.3)	(0.6)	-1.2	-1.5
2060(42)	42.6	8.5	29.7	(26.4)	(3.3)	4.4	(3.8)	(0.5)	-1.0	-1.3
2070(52)	38.1	7.6	26.6	(23.7)	(2.9)	3.9	(3.4)	(0.5)	-1.1	-1.4
2080(62)	34.0	6.7	23.8	(21.1)	(2.6)	3.5	(3.1)	(0.4)	-1.2	-1.5
2090(72)	30.5	6.1	21.3	(18.9)	(2.3)	3.1	(2.8)	(0.4)	-1.1	-1.4
2100(82)	27.4	5.4	19.1	(17.0)	(2.1)	2.8	(2.5)	(0.3)	-1.1	-1.4
2110(92)	24.4	4.8	17.1	(15.2)	(1.9)	2.5	(2.2)	(0.3)	-1.1	-1.4
2115(97)	23.1	4.6	16.1	(14.3)	(1.8)	2.4	(2.1)	(0.3)	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

第 1－2－20 表 公的年金被保険者数の将来見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位 労働：労働参加が進まないケース

年 度	公的年金 被保険者計	第1号 被保険者	厚生年金被保険者			第3号被保険者			公的年金被保険 者数の減少率 ①	①に寿命の伸び等 を勘案して設定した 一定率(0.3%)を 加えた率 ②
			合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金	合計	第1号 厚生年金	第2号～第4号 厚生年金		
西暦(令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	%	%
2019(元)	67.2	14.7	44.1	(39.7)	(4.5)	8.4	(7.5)	(0.9)	0.1	-0.2
2020(2)	66.8	14.6	43.9	(39.4)	(4.5)	8.3	(7.5)	(0.9)	0.1	-0.2
2021(3)	66.3	14.6	43.5	(39.1)	(4.4)	8.2	(7.4)	(0.9)	0.0	-0.3
2022(4)	65.9	14.6	43.1	(38.7)	(4.4)	8.1	(7.3)	(0.9)	-0.3	-0.6
2023(5)	65.3	14.6	42.8	(38.3)	(4.4)	8.0	(7.2)	(0.8)	-0.5	-0.8
2024(6)	64.8	14.5	42.4	(38.0)	(4.4)	7.9	(7.1)	(0.8)	-0.7	-1.0
2025(7)	64.2	14.4	42.0	(37.6)	(4.4)	7.8	(7.0)	(0.8)	-0.7	-1.0
2030(12)	61.0	13.6	40.2	(35.9)	(4.2)	7.2	(6.4)	(0.8)	-0.9	-1.2
2035(17)	56.8	12.1	38.2	(34.1)	(4.1)	6.5	(5.8)	(0.7)	-1.4	-1.7
2040(22)	52.9	11.1	35.8	(31.8)	(3.9)	6.1	(5.4)	(0.7)	-1.4	-1.7
2050(32)	46.8	9.9	31.5	(27.9)	(3.6)	5.4	(4.8)	(0.6)	-1.2	-1.5
2060(42)	42.3	9.0	28.5	(25.2)	(3.3)	4.9	(4.3)	(0.6)	-1.0	-1.3
2070(52)	37.9	8.0	25.5	(22.6)	(2.9)	4.3	(3.8)	(0.5)	-1.1	-1.4
2080(62)	33.8	7.1	22.8	(20.1)	(2.6)	3.9	(3.4)	(0.5)	-1.2	-1.5
2090(72)	30.3	6.4	20.4	(18.1)	(2.3)	3.5	(3.1)	(0.4)	-1.1	-1.4
2100(82)	27.2	5.8	18.3	(16.2)	(2.1)	3.1	(2.7)	(0.4)	-1.1	-1.4
2110(92)	24.3	5.1	16.3	(14.5)	(1.9)	2.8	(2.5)	(0.3)	-1.1	-1.4
2115(97)	22.9	4.9	15.4	(13.7)	(1.8)	2.6	(2.3)	(0.3)	-1.1	-1.4

(注1) 被保険者数は年度間平均値である。

(注2) ①の公的年金被保険者数の減少率は4年度前から前々年度までの対前年度減少率の平均値(年平均)である。
マクロ経済スライドは、②の率を基礎とし、給付水準調整を行う。

(2) 厚生年金・国民年金の財政見通し

財政見通しは、毎年度の収入、支出及び積立金の状況を財政均衡期間の約 100 年にわたり、今回は 2115(令和 97)年度まで推計したものであり、2115(令和 97)年度始の積立金が 2115(令和 97)年度支出の 1 年分となるようなマクロ経済スライドによる給付水準調整を行った上で、財政均衡期間における財政見通しを作成している。

人口の前提が中位推計、経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤについて、厚生年金、国民年金の収入、支出及び積立金の見通しを示したものが、第 1－2－21 表から第 1－2－26 表である。なお、ケースⅤについては、下限を越えて機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

収入から支出を控除した収支差引残は、厚生年金では支給開始年齢の引上げやマクロ経済スライド調整による支出の抑制により増加する見通しとなっている。その後、収支差引残は減少し、積立金の元本を取り崩し年金給付に充てることにより、急速に現役世代が減少する少子高齢社会において一定の給付水準を確保する見通しとなっている。

積立金が支出の何年分に相当するかを表す積立度合をみると、厚生年金では、2040～2050 年度前後が最も積立度合が高くなっている。

我が国の少子高齢化は、現在でも世界最高水準にあるが、65 歳以上の高齢者数は 2040 年代まで増加が見込まれる一方、生産年齢人口は減少し続ける見通しである。その結果、65 歳以上人口割合を示す高齢化率は上昇を続け、2050 年代以降は上昇のスピードは緩やかになるものの高止まりし、超高齢社会を迎える見通しとなっている。

積立度合が 2040～2050 年度前後が最も高くなっているのは、最も少子高齢化が進む 2050 年代以降に、積立金を活用し一定の給付水準を確保するため、それに備えていることを意味している。

一方、国民年金については、厚生年金とは様相が異なり、積立度合が低下し続けている。これは、基礎年金の給付水準調整が行われたとしても、保険料と国庫による収入を支出が上回るため、積立金を積み増すことはなく、比較的高い水準にある足下の積立度合から緩やかに低下し、長期間を掛けて積立金を活用していく様子が見て取れる。

第１－２－21 表 厚生年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅠ（変動なし）

(参考)																	
年度	収入合計				支出合計		収 支	年度末	年度末 積立金 (2019年度 価格)	積立	所得代替率			長期の経済前提			
		保険料 収入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金		度合		基礎	比例	物価上昇率	2.0%		
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%	1.6%			
2019 (元)	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0	61.7	36.4	25.3	運用 利回り	実質<対物価>	3.0%	
2020 (2)	52.3	37.7	3.4	11.0	50.5	21.2	1.8	203.7	202.1	4.0	61.6	36.3	25.3		スプレッド<対賃金>	1.4%	
2021 (3)	52.9	38.2	3.4	11.1	51.4	21.5	1.5	205.2	202.3	4.0	61.5	36.2	25.3	経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.9%	
2022 (4)	53.7	38.8	3.5	11.2	52.2	21.8	1.5	206.7	202.1	3.9	61.4	36.1	25.3				
2023 (5)	54.8	39.7	3.6	11.3	52.8	22.1	2.0	208.8	201.6	3.9	61.1	35.9	25.3				
2024 (6)	56.1	40.9	3.6	11.5	53.7	22.4	2.4	211.2	200.2	3.9	60.9	35.6	25.3				
2025 (7)	57.9	42.1	4.1	11.6	54.6	22.8	3.2	214.4	198.9	3.9	60.6	35.3	25.3				
2030 (12)	73.3	48.6	12.1	12.6	60.7	25.0	12.6	254.7	202.1	4.0	58.9	33.7	25.3				
2035 (17)	84.3	54.9	15.6	13.8	69.1	27.6	15.2	326.8	218.5	4.5	56.8	31.5	25.3				
2040 (22)	96.5	61.6	19.4	15.6	80.8	31.1	15.7	405.3	227.1	4.8	54.3	29.0	25.3				
2050 (32)	124.9	77.7	27.1	20.0	109.2	40.1	15.7	563.2	221.6	5.0	51.9	26.7	25.3				
2060 (42)	161.3	100.0	34.9	26.4	145.0	52.8	16.3	724.4	200.1	4.9	51.9	26.7	25.3				
2070 (52)	204.2	127.6	42.4	34.2	189.9	68.5	14.3	875.4	169.8	4.5	51.9	26.7	25.3				
2080 (62)	254.9	162.2	49.0	43.7	242.9	87.3	11.9	1009.6	137.5	4.1	51.9	26.7	25.3				
2090 (72)	316.3	207.3	53.1	55.8	311.3	111.7	5.0	1091.7	104.4	3.5	51.9	26.7	25.3				
2100 (82)	388.6	264.6	52.7	71.2	397.5	142.4	-8.9	1075.7	72.2	2.7	51.9	26.7	25.3				
2110 (92)	469.5	336.5	41.9	91.1	508.1	182.1	-38.6	838.6	39.5	1.7	51.9	26.7	25.3				
2115 (97)	512.6	379.9	29.8	102.9	573.8	205.7	-61.3	580.0	22.9	1.1	51.9	26.7	25.3				

所得代替率 (給付水準 調整終了後)		給付水準 調整 終了年度
所得代替率	51.9%	2046
比例	25.3%	調整無し
基礎	26.7%	2046

厚生年金の保険料率		18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)		17,000円

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第１－２－22 表 国民年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）
人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅠ（変動なし）

(参考)														長期の経済前提	
年度	収入合計				支出合計		収 支	年度末	年度末	積立	所得代替率			物価上昇率	
		保険料 収入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	(2019年度 価格)	度 合		基礎	比例		2.0%
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%	運用 利回り	実質<対物価> スプレッド<対賃金>
2019 (元)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3	61.7	36.4	25.3		3.0%
2020 (2)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	11.3	3.3	61.6	36.3	25.3		1.4%
2021 (3)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.1	3.3	61.5	36.2	25.3	経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年	
2022 (4)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.2	61.4	36.1	25.3	0.9%	
2023 (5)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	10.6	3.1	61.1	35.9	25.3		
2024 (6)	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	-0.1	10.9	10.3	3.1	60.9	35.6	25.3		
2025 (7)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	10.8	10.0	3.0	60.6	35.3	25.3		
2030 (12)	4.0	1.3	0.5	2.2	3.8	3.7	0.2	11.0	8.7	2.8	58.9	33.7	25.3		
2035 (17)	4.4	1.4	0.6	2.4	4.1	4.0	0.3	12.3	8.2	2.9	56.8	31.5	25.3		
2040 (22)	4.9	1.5	0.7	2.8	4.6	4.5	0.3	13.7	7.7	2.9	54.3	29.0	25.3		
2050 (32)	6.5	1.9	0.9	3.7	6.1	6.0	0.4	17.6	6.9	2.8	51.9	26.7	25.3		
2060 (42)	8.7	2.5	1.1	5.1	8.3	8.2	0.4	22.0	6.1	2.6	51.9	26.7	25.3		
2070 (52)	11.2	3.2	1.3	6.7	10.7	10.7	0.4	26.3	5.1	2.4	51.9	26.7	25.3		
2080 (62)	14.0	4.0	1.5	8.6	13.6	13.6	0.4	30.7	4.2	2.2	51.9	26.7	25.3		
2090 (72)	17.8	5.2	1.7	10.9	17.4	17.4	0.3	34.5	3.3	2.0	51.9	26.7	25.3		
2100 (82)	22.3	6.6	1.8	13.9	22.2	22.2	0.1	36.8	2.5	1.7	51.9	26.7	25.3		
2110 (92)	27.8	8.3	1.7	17.8	28.3	28.3	-0.5	34.8	1.6	1.2	51.9	26.7	25.3		
2115 (97)	31.0	9.4	1.5	20.1	32.0	31.9	-0.9	31.0	1.2	1.0	51.9	26.7	25.3		

所得代替率			給付水準 調整 終了年度
所得代替率		51.9%	2046
比例	25.3%	調整無し	
基礎	26.7%	2046	

厚生年金の保険料率		18.3%
国民年金の保険料月額 (2004年度価格)		17,000円

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。
(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。
(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第 1 - 2 - 23 表 厚生年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ（変動なし）

(参考)

年度	収入合計				支出合計		収 支 差引残	年度末 積立金	年度末 積立金 (2019年度 価格)	積立 度合	所得代替率			長期の経済前提			
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円					%	基礎	比例	物価上昇率	1.2%		
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	度合	%	%	%	賃金上昇率（実質<対物価>）	1.1%		
2019（元）	51.7	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.9	201.9	201.9	4.0	61.7	36.4	25.3	運用 利回り	実質<対物価>	2.8%	
2020（2）	52.3	37.7	3.4	11.0	50.4	21.2	1.9	203.8	202.1	4.0	61.5	36.3	25.2		スプレッド<対賃金>	1.7%	
2021（3）	52.9	38.2	3.4	11.1	51.3	21.5	1.6	205.4	202.4	4.0	61.4	36.2	25.2	経済成長率（実質） 2029年度以降20～30年		0.4%	
2022（4）	53.7	38.8	3.5	11.2	51.9	21.8	1.7	207.1	202.4	4.0	61.1	36.1	25.0	所得代替率 （給付水準 調整終了後）	給付水準 調整 終了年度		
2023（5）	54.8	39.7	3.6	11.3	52.4	22.1	2.5	209.5	202.3	4.0	60.7	35.9	24.8				
2024（6）	56.1	40.9	3.6	11.5	53.1	22.4	3.0	212.6	201.6	3.9	60.2	35.6	24.6				
2025（7）	57.9	42.1	4.1	11.6	53.9	22.8	4.0	216.5	200.9	3.9	59.9	35.3	24.6				
2030（12）	70.0	47.6	9.8	12.5	59.5	24.8	10.5	255.5	202.7	4.1	58.3	33.7	24.6				
2035（17）	75.7	50.5	12.0	13.2	65.0	26.4	10.8	310.2	218.9	4.6	56.1	31.5	24.6	所得代替率	50.8%	2047	
2040（22）	81.5	53.3	13.9	14.3	72.6	28.6	8.9	358.8	226.0	4.8	53.6	29.0	24.6		比例	24.6%	2025
2050（32）	92.2	59.2	16.9	16.1	85.9	32.2	6.3	434.1	217.7	5.0	50.8	26.2	24.6		基礎	26.2%	2047
2060（42）	104.7	67.2	19.1	18.4	99.8	36.8	4.8	489.0	195.4	4.8	50.8	26.2	24.6	厚生年金の保険料率			18.3%
2070（52）	116.7	75.5	20.4	20.8	114.5	41.6	2.2	521.7	166.1	4.5	50.8	26.2	24.6	国民年金の保険料月額 （2004年度価格）			17,000円
2080（62）	128.8	84.6	20.9	23.3	129.1	46.7	-0.3	531.9	134.9	4.1	50.8	26.2	24.6				
2090（72）	141.6	95.3	20.0	26.3	145.8	52.6	-4.2	506.7	102.4	3.5	50.8	26.2	24.6				
2100（82）	154.1	107.3	17.3	29.5	164.0	59.1	-9.9	436.2	70.2	2.7	50.8	26.2	24.6				
2110（92）	165.2	120.2	11.6	33.3	184.8	66.6	-19.6	287.0	36.8	1.7	50.8	26.2	24.6				
2115（97）	169.9	127.4	7.2	35.3	196.0	70.6	-26.1	169.9	19.4	1.0	50.8	26.2	24.6				

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第 1 - 2 - 24 表 国民年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ（変動なし）

(参考)

年度	収入合計				支出合計		収 支	年度末	年度末	積立	所得代替率			長期の経済前提											
		保険料 収 入	運用収入	国庫負担		基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	積立金 (2019年度 価格)		度合		基礎	比例	物価上昇率	1.2%									
西暦（令和）	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%	賃金上昇率(実質<対物価>)	1.1%										
2019（元）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3	61.7	36.4	25.3	運用 利回り	実質<対物価>	2.8%									
2020（2）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.4	11.3	3.3	61.5	36.3	25.2	スプレッド<対賃金>		1.7%									
2021（3）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.1	3.3	61.4	36.2	25.2	経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年			0.4%								
2022（4）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.2	61.1	36.1	25.0	<table><tr><td rowspan="4">所得代替率</td><td>給付水準 調整 終了年度</td><td></td></tr><tr><td>50.8%</td><td>2047</td></tr><tr><td>24.6%</td><td>2025</td></tr><tr><td>26.2%</td><td>2047</td></tr></table>			所得代替率	給付水準 調整 終了年度		50.8%	2047	24.6%	2025	26.2%	2047
所得代替率	給付水準 調整 終了年度																								
	50.8%	2047																							
	24.6%	2025																							
	26.2%	2047																							
2023（5）	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.0	10.6	3.1	60.7	35.9	24.8												
2024（6）	3.4	1.3	0.2	2.0	3.6	3.4	-0.1	10.9	10.3	3.1	60.2	35.6	24.6												
2025（7）	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	10.8	10.0	3.0	59.9	35.3	24.6												
2030（12）	3.9	1.3	0.4	2.1	3.8	3.7	0.1	10.8	8.6	2.8	58.3	33.7	24.6												
2035（17）	4.1	1.3	0.4	2.3	3.9	3.8	0.1	11.5	8.1	2.9	56.1	31.5	24.6												
2040（22）	4.3	1.4	0.5	2.5	4.3	4.2	0.1	12.0	7.5	2.8	53.6	29.0	24.6												
2050（32）	5.0	1.5	0.5	3.0	4.9	4.8	0.1	13.1	6.6	2.7	50.8	26.2	24.6												
2060（42）	5.9	1.7	0.6	3.6	5.8	5.7	0.1	14.2	5.7	2.4	50.8	26.2	24.6												
2070（52）	6.6	1.9	0.6	4.1	6.5	6.5	0.1	14.9	4.8	2.3	50.8	26.2	24.6												
2080（62）	7.3	2.2	0.6	4.6	7.3	7.2	0.0	15.5	3.9	2.1	50.8	26.2	24.6												
2090（72）	8.2	2.4	0.6	5.1	8.2	8.2	-0.0	15.4	3.1	1.9	50.8	26.2	24.6												
2100（82）	9.1	2.7	0.6	5.8	9.2	9.2	-0.1	14.7	2.4	1.6	50.8	26.2	24.6												
2110（92）	10.1	3.1	0.5	6.5	10.4	10.3	-0.3	12.5	1.6	1.2	50.8	26.2	24.6												
2115（97）	10.6	3.3	0.4	6.9	11.0	11.0	-0.4	10.6	1.2	1.0	50.8	26.2	24.6												

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。

(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第 1 - 2 - 25 表 厚生年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケース V（変動なし）

－機械的に給付水準調整を進めた場合－

(参考)																
年度	収入合計				支出合計		収 支	年度末	年度末	積立 度合	所得代替率			長期の経済前提		
	兆円	保険料 収 入	運用収入	国庫負担	兆円	基礎年金 拠 出 金	兆円	兆円	兆円		%	%	%	物価上昇率		0.8%
		兆円				兆円								賃金上昇率(実質<対物価>)	0.8%	
西暦(令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円				運用 利回り	実質<対物価> スプレッド<対賃金>	2.0% 1.2%
2019(元)	51.6	37.2	3.4	10.8	49.8	20.9	1.8	201.9	201.9	4.0	61.7	36.4	25.3	経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年		0.0%
2020(2)	52.2	37.6	3.4	10.9	50.4	21.2	1.7	203.6	201.9	4.0	61.5	36.3	25.2			
2021(3)	52.5	37.8	3.4	11.0	51.3	21.4	1.2	204.8	201.9	4.0	61.4	36.2	25.2			
2022(4)	52.8	38.0	3.5	11.1	51.8	21.7	1.0	205.8	201.2	4.0	61.1	36.1	25.0			
2023(5)	52.7	38.2	3.1	11.2	51.8	21.8	0.9	206.7	200.1	4.0	60.7	35.8	24.8			
2024(6)	52.8	38.5	2.9	11.2	52.1	21.9	0.7	207.4	198.9	4.0	60.1	35.5	24.6			
2025(7)	53.2	38.9	3.1	11.2	52.1	22.0	1.2	208.6	197.8	4.0	59.6	35.2	24.3			
2030(12)	57.7	40.2	6.1	11.4	53.0	22.6	4.7	223.6	198.2	4.1	56.4	33.4	23.0	所得代替率 (給付水準 調整終了後)		給付水準 調整 終了年度
2035(17)	59.7	41.1	6.8	11.8	55.6	23.5	4.0	246.7	202.4	4.4	53.7	31.1	22.6	所得代替率	44.5%	2058
2040(22)	61.5	41.9	7.2	12.4	59.8	24.8	1.6	259.9	196.9	4.3	51.3	28.7	22.6	比例	22.6%	2032
2050(32)	63.4	43.6	7.3	12.5	63.6	25.0	-0.3	262.7	169.9	4.1	47.1	24.5	22.6	基礎	21.9%	2058
2060(42)	65.4	46.2	7.2	11.9	65.4	23.9	-0.1	261.8	144.4	4.0	44.5	21.9	22.6	厚生年金の保険料率		18.3%
2070(52)	67.6	48.5	7.0	12.1	68.8	24.2	-1.1	254.1	119.6	3.7	44.5	21.9	22.6	国民年金の保険料月額 (2004年度価格)		17,000円
2080(62)	69.8	50.7	6.6	12.4	71.7	24.8	-1.9	239.5	96.2	3.4	44.5	21.9	22.6			
2090(72)	72.3	53.4	5.9	13.0	75.4	26.0	-3.1	213.1	73.0	2.9	44.5	21.9	22.6			
2100(82)	74.5	56.0	4.9	13.6	79.2	27.2	-4.6	174.5	51.0	2.3	44.5	21.9	22.6			
2110(92)	76.3	58.6	3.3	14.3	83.2	28.7	-7.0	115.9	28.9	1.5	44.5	21.9	22.6			
2115(97)	77.0	60.0	2.2	14.7	85.3	29.4	-8.3	77.0	17.7	1.0	44.5	21.9	22.6			

(注1) 存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。

(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

第 1 - 2 - 26 表 国民年金の財政見通し（2019(令和元)年財政検証）

人口：出生中位、死亡中位 経済：ケース V（変動なし）

－機械的に給付水準調整を進めた場合－

(参考)																									
年度	収入合計				支出合計		収 支	年度末	年度末	積立	所得代替率			長期の経済前提											
	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	度合	%	%	%	物価上昇率		0.8%									
														保険料 取 入	運用収入	国庫負担	基礎年金 拠 出 金	差引残	積立金	2019年度 価格	賃金上昇率(実質<対物価>)		0.8%		
																					運用 利回り	実質<対物価> スプレッド<対賃金>	2.0%	経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年	0.0%
西暦(令和)	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円									
2019(元)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.4	3.3	-0.1	11.4	11.4	3.3	61.7	36.4	25.3												
2020(2)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.3	-0.1	11.3	11.3	3.3	61.5	36.3	25.2												
2021(3)	3.4	1.3	0.2	1.9	3.5	3.4	-0.1	11.2	11.1	3.2	61.4	36.2	25.2												
2022(4)	3.5	1.3	0.2	1.9	3.6	3.4	-0.1	11.1	10.9	3.1	61.1	36.1	25.0												
2023(5)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.1	11.0	10.6	3.1	60.7	35.8	24.8												
2024(6)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.2	10.8	10.4	3.0	60.1	35.5	24.6												
2025(7)	3.5	1.3	0.2	2.0	3.6	3.5	-0.2	10.6	10.1	3.0	59.6	35.2	24.3												
2030(12)	3.7	1.3	0.3	2.1	3.7	3.6	-0.1	10.0	8.9	2.7	56.4	33.4	23.0												
2035(17)	3.7	1.2	0.3	2.2	3.8	3.7	-0.1	9.5	7.8	2.5	53.7	31.1	22.6												
2040(22)	3.8	1.2	0.2	2.3	4.0	3.9	-0.2	8.7	6.6	2.2	51.3	28.7	22.6												
2050(32)	3.9	1.3	0.2	2.5	4.1	4.0	-0.2	6.7	4.3	1.7	47.1	24.5	22.6												
2060(42)	4.0	1.3	0.2	2.5	4.0	4.0	-0.1	5.6	3.1	1.4	44.5	21.9	22.6												
2070(52)	4.1	1.4	0.1	2.5	4.1	4.1	-0.0	5.1	2.4	1.2	44.5	21.9	22.6												
2080(62)	4.2	1.5	0.1	2.6	4.2	4.2	-0.0	4.9	2.0	1.2	44.5	21.9	22.6												
2090(72)	4.4	1.6	0.1	2.7	4.4	4.4	0.0	4.9	1.7	1.1	44.5	21.9	22.6												
2100(82)	4.6	1.6	0.1	2.9	4.6	4.6	0.0	5.0	1.5	1.1	44.5	21.9	22.6												
2110(92)	4.8	1.7	0.1	3.0	4.8	4.8	-0.0	5.0	1.2	1.0	44.5	21.9	22.6												
2115(97)	5.0	1.7	0.1	3.1	5.0	4.9	-0.0	5.0	1.1	1.0	44.5	21.9	22.6												
厚生年金の保険料率 18.3%																									
国民年金の保険料月額 (2004年度価格) 17,000円																									

(注1) 実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2019(令和元)年度における保険料の額は月額16,410円である。

(注2) 「2019年度価格」とは、賃金上昇率により、2019(令和元)年度の価格に換算したものである。

(注3) 「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。

（３）基礎年金の財政見通し

基礎年金の財政は、毎年度の基礎年金給付費を国民年金と厚生年金からの拠出金で賄う仕組みであり、拠出金は基礎年金拠出金算定対象者数の比率で按分され、原則としてその半分が国庫負担となる。

人口の前提が中位推計、経済前提がケースⅠ、ケースⅢ、ケースⅤについて、基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しを示したものが、第１－２－２７表、第１－２－２８表、第１－２－２９表である。なお、ケースⅤについては、下限を越えて機械的に給付水準調整を進めた場合のものである。

基礎年金受給者数の増加に伴い基礎年金給付費が増加する一方で、20～59歳人口の減少に伴い基礎年金拠出金算定対象者数が減少を続けるなか、基礎年金拠出金算定対象者１人当たりの拠出金である拠出金単価（2004(平成16)年度価格）の推移を見ると、ケースⅠ、Ⅲでは、2019(令和元)年度から2025(令和7)年度前後までは上昇するが、その後、2030(令和12)年度に向けて横ばいもしくは微減する見通しとなっている。これは、2020(令和2)年度以降、高齢者数の増加のスピードが緩やかになる中でマクロ経済スライドによる給付水準調整が進むことによる一時的なものと考えられる。その後、基礎年金拠出金算定対象者数の減少のスピードが加速し、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了するなか、拠出金単価は再び増加する見通しとなっている。

また、拠出金単価（2004(平成16)年度価格）の保険料相当額をみると、ケースⅠ、ケースⅢにおいては、最終的には21,000円台まで上昇しており、国民年金の保険料上限の17,000円に比べ相当高くなっている。この差は、おおむね国民年金において積立金を活用して給付水準を確保している部分であり、積立金が一定の役割を果たしていることが分かる。一方、ケースⅤにおいては、給付水準調整後の拠出金単価は18,000円前後であり、経済成長ケースと比較すると17,000円に近い。これは国民年金が賦課方式に近い財政運営となっていることを表している。

ケースⅤでは、給付水準調整の終了年度が遅くなることなどにより、団塊ジュニア世代が高齢者となった後の超少子高齢社会を迎える前に積立金をある程度活用してしまうため、少子高齢化が最も進む将来において活用できる積立金が相対的に少なくなっていることを意味している。

第 1 - 2 - 27 表 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（2019(令和元)年財政検証）

○ 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅠ

長期の経済前提		所得代替率		
物価上昇率	2.0%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	基礎	比例
資金上昇率(実質<対物価>)	1.6%		51.9%	26.7%
運用 利回り	実質<対物価> 3.0%		2046	調整無し
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年	1.4%		2046	調整無し
	0.9%			

年度	①	②	③	④	⑤	⑥	年度	拠出金算定対象者数								
	基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担	拠出金 算定 対象額 〔2004年度 価格〕	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) 〔⑤÷④〕×12 〔2004年度 価格〕	保険料相当額 (月額) 〔⑥×(1-国庫負担割合)〕 〔2004年度 価格〕		計	被用者年金計							
									第1号 被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合		
										第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	西暦 (令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2019 (元)	24.2	12.3	23.8 (24.7)	54.4	(37,785)	(18,893)	2019 (元)	54.4	6.6	39.4	8.3	35.2	7.5	4.2	0.9	
2020 (2)	24.5	12.5	24.1 (24.8)	54.2	(38,151)	(19,075)	2020 (2)	54.2	6.5	39.5	8.1	35.3	7.3	4.2	0.9	
2021 (3)	24.8	12.6	24.4 (24.9)	53.9	(38,576)	(19,288)	2021 (3)	53.9	6.5	39.5	8.0	35.3	7.1	4.2	0.8	
2022 (4)	25.2	12.8	24.7 (25.1)	53.5	(39,017)	(19,508)	2022 (4)	53.5	6.4	39.4	7.8	35.2	7.0	4.2	0.8	
2023 (5)	25.5	13.0	25.0 (25.1)	53.2	(39,274)	(19,637)	2023 (5)	53.2	6.3	39.2	7.6	35.1	6.8	4.1	0.8	
2024 (6)	25.9	13.2	25.4 (25.0)	52.7	(39,469)	(19,735)	2024 (6)	52.7	6.2	39.1	7.4	34.9	6.7	4.1	0.8	
2025 (7)	26.3	13.4	25.8 (24.8)	52.2	(39,598)	(19,799)	2025 (7)	52.2	6.1	38.9	7.3	34.7	6.5	4.1	0.8	
2030 (12)	28.6	14.6	28.1 (23.1)	49.1	(39,107)	(19,553)	2030 (12)	49.1	5.4	37.4	6.3	33.4	5.7	4.0	0.7	
2035 (17)	31.6	16.2	30.8 (21.4)	45.1	(39,509)	(19,755)	2035 (17)	45.1	4.8	34.6	5.6	30.8	5.0	3.8	0.6	
2040 (22)	35.6	18.3	34.7 (20.1)	42.1	(39,843)	(19,922)	2040 (22)	42.1	4.4	32.6	5.1	28.9	4.6	3.7	0.6	
2050 (32)	46.1	23.8	44.7 (18.2)	37.7	(40,209)	(20,105)	2050 (32)	37.7	3.9	29.2	4.6	25.9	4.1	3.4	0.5	
2060 (42)	61.0	31.5	58.9 (16.9)	34.0	(41,353)	(20,677)	2060 (42)	34.0	3.5	26.3	4.1	23.3	3.6	3.1	0.5	
2070 (52)	79.2	41.0	76.4 (15.4)	30.4	(42,060)	(21,030)	2070 (52)	30.4	3.2	23.6	3.7	20.8	3.3	2.7	0.4	
2080 (62)	100.9	52.2	97.4 (13.7)	27.1	(42,224)	(21,112)	2080 (62)	27.1	2.8	21.0	3.3	18.6	2.9	2.4	0.4	
2090 (72)	129.1	66.8	124.6 (12.3)	24.4	(42,150)	(21,075)	2090 (72)	24.4	2.5	18.9	3.0	16.7	2.6	2.2	0.3	
2100 (82)	164.6	85.2	158.9 (11.1)	21.8	(42,209)	(21,105)	2100 (82)	21.8	2.3	16.9	2.6	15.0	2.3	2.0	0.3	
2110 (92)	210.4	108.8	203.1 (9.9)	19.5	(42,440)	(21,220)	2110 (92)	19.5	2.0	15.1	2.4	13.3	2.1	1.8	0.3	
2115 (97)	237.7	122.9	229.5 (9.4)	18.4	(42,435)	(21,218)	2115 (97)	18.4	1.9	14.3	2.2	12.6	2.0	1.7	0.3	

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く)を完全賦課方式で割った場合に必要保険料に相当する。
(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で()内に表示している。なお、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年度改正後の物価、資金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

第 1 - 2 - 28 表 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（2019(令和元)年財政検証）

○ 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅢ

長期の経済前提		所得代替率		
物価上昇率	1.2%	所得代替率 (給付水準調整終了後)	基礎	比例
資金上昇率(実質<対物価>)	1.1%		50.8%	26.2%
運用 利回り	実質<対物価> 2.8%		2047	2047
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年	1.7%		2047	2025
	0.4%			

年度	①	②	③	④	⑤	⑥	年度	拠出金算定対象者数							
	基礎年金 給付費	基礎年金 国庫負担	拠出金 算定 対象額 〔2004年度 価格〕	拠出金 算定 対象者数	拠出金単価 (月額) 〔③÷④〕×12 〔2004年度 価格〕	保険料相当額 (月額) 〔⑤×(1-国庫負担割合) 〕 〔2004年度 価格〕		計	第1号 被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合	
										第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	西暦 (令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	
2019 (元)	24.2	12.3	23.8 (24.7)	54.4	(37,785)	(18,893)	2019 (元)	54.4	6.6	39.4	8.3	35.2	7.5	4.2	0.9
2020 (2)	24.5	12.5	24.1 (24.8)	54.2	(38,151)	(19,075)	2020 (2)	54.2	6.5	39.5	8.1	35.3	7.3	4.2	0.9
2021 (3)	24.8	12.6	24.4 (24.9)	53.9	(38,576)	(19,288)	2021 (3)	53.9	6.5	39.5	8.0	35.3	7.1	4.2	0.8
2022 (4)	25.2	12.8	24.7 (25.1)	53.5	(39,017)	(19,508)	2022 (4)	53.5	6.4	39.4	7.8	35.2	7.0	4.2	0.8
2023 (5)	25.5	13.0	25.0 (25.1)	53.2	(39,274)	(19,637)	2023 (5)	53.2	6.3	39.2	7.6	35.1	6.8	4.1	0.8
2024 (6)	25.9	13.2	25.4 (25.0)	52.7	(39,469)	(19,735)	2024 (6)	52.7	6.2	39.1	7.4	34.9	6.7	4.1	0.8
2025 (7)	26.3	13.4	25.8 (24.8)	52.2	(39,598)	(19,799)	2025 (7)	52.2	6.1	38.9	7.3	34.7	6.5	4.1	0.8
2030 (12)	28.5	14.5	27.9 (22.9)	49.1	(38,851)	(19,425)	2030 (12)	49.1	5.4	37.4	6.3	33.4	5.7	4.0	0.7
2035 (17)	30.2	15.5	29.5 (21.6)	45.1	(39,892)	(19,946)	2035 (17)	45.1	4.8	34.6	5.6	30.8	5.0	3.8	0.6
2040 (22)	32.8	16.8	31.9 (20.8)	42.1	(41,271)	(20,636)	2040 (22)	42.1	4.4	32.6	5.1	28.9	4.6	3.7	0.6
2050 (32)	37.0	19.1	35.9 (18.6)	37.7	(41,191)	(20,596)	2050 (32)	37.7	3.9	29.2	4.6	25.9	4.1	3.4	0.5
2060 (42)	42.5	22.0	41.1 (17.0)	34.0	(41,715)	(20,858)	2060 (42)	34.0	3.5	26.3	4.1	23.3	3.6	3.1	0.5
2070 (52)	48.1	24.9	46.4 (15.3)	30.4	(41,940)	(20,970)	2070 (52)	30.4	3.2	23.6	3.7	20.8	3.3	2.7	0.4
2080 (62)	53.9	27.9	52.0 (13.7)	27.1	(42,021)	(21,011)	2080 (62)	27.1	2.8	21.0	3.3	18.6	2.9	2.4	0.4
2090 (72)	60.8	31.4	58.7 (12.3)	24.4	(41,938)	(20,969)	2090 (72)	24.4	2.5	18.9	3.0	16.7	2.6	2.2	0.3
2100 (82)	68.3	35.3	65.9 (11.0)	21.8	(41,978)	(20,989)	2100 (82)	21.8	2.3	16.9	2.6	15.0	2.3	2.0	0.3
2110 (92)	76.9	39.8	74.3 (9.9)	19.5	(42,213)	(21,106)	2110 (92)	19.5	2.0	15.1	2.4	13.3	2.1	1.8	0.3
2115 (97)	81.6	42.2	78.8 (9.3)	18.4	(42,217)	(21,108)	2115 (97)	18.4	1.9	14.3	2.2	12.6	2.0	1.7	0.3

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く)を完全賦課方式で割った場合に必要保険料に相当する。
(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で()内に表示している。なお、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年度改正後の物価、資金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

第 1－2－29 表 基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し（2019(令和元)年財政検証）

○ 人口：出生中位、死亡中位 経済：ケースⅤ
ー機械的に給付水準調整を進めた場合ー

長期の経済前提				所得代替率		
物価上昇率			0.8%			
賃金上昇率(実質 $\times$ 対物価)			0.8%			
運用 利回り	実質 $\times$ 対物価		2.0%			
	スプレッド $\times$ 対賃金		1.2%			
経済成長率(実質) 2029年度以降20～30年			0.0%			

所得代替率 (給付水準調整 終了年度)	基礎 比例		
	44.5%	21.9%	22.6%
	2058	2058	2032

年度	① 基礎年金 給付費	② 基礎年金 国庫負担	③ 拠出金 算定 対象額 〔2004年度 価格〕	④ 拠出金 算定 対象者数	⑤ 拠出金半価 (月額) 〔③÷④〕×12 〔2004年度 価格〕	⑥ 保険料相当額 (月額) 〔⑤×1.1-国庫負担割合〕 〔2004年度 価格〕	年度	拠出金算定対象者数							
								計	第1号 被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合	
										第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者	第2号 被保険者	第3号 被保険者
西暦 (令和)	兆円	兆円	兆円	百万人	円	円	西暦 (令和)	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2019 (元)	24.2	12.3	23.8 (24.7)	54.4	(37,790)	(18,895)	2019 (元)	54.4	6.6	39.4	8.4	35.2	7.5	4.2	0.9
2020 (2)	24.5	12.5	24.1 (24.8)	54.1	(38,172)	(19,086)	2020 (2)	54.1	6.6	39.4	8.2	35.2	7.3	4.2	0.9
2021 (3)	24.8	12.6	24.4 (24.9)	53.8	(38,616)	(19,308)	2021 (3)	53.8	6.5	39.2	8.1	35.0	7.2	4.2	0.8
2022 (4)	25.1	12.8	24.7 (25.0)	53.4	(38,978)	(19,489)	2022 (4)	53.4	6.5	39.0	7.9	34.8	7.1	4.2	0.8
2023 (5)	25.2	12.8	24.8 (24.9)	53.0	(39,133)	(19,566)	2023 (5)	53.0	6.5	38.7	7.8	34.6	7.0	4.1	0.8
2024 (6)	25.4	12.9	25.0 (24.8)	52.5	(39,333)	(19,666)	2024 (6)	52.5	6.4	38.4	7.7	34.3	6.9	4.1	0.8
2025 (7)	25.5	13.0	25.1 (24.6)	52.0	(39,492)	(19,746)	2025 (7)	52.0	6.3	38.1	7.5	34.0	6.8	4.1	0.8
2030 (12)	26.2	13.4	25.7 (23.6)	48.8	(40,267)	(20,134)	2030 (12)	48.8	5.9	36.0	6.8	32.1	6.1	4.0	0.7
2035 (17)	27.2	13.9	26.5 (22.6)	44.7	(42,034)	(21,017)	2035 (17)	44.7	5.2	33.5	6.0	29.7	5.4	3.8	0.7
2040 (22)	28.7	14.7	27.9 (21.9)	41.8	(43,702)	(21,851)	2040 (22)	41.8	4.7	31.7	5.5	28.0	4.8	3.7	0.6
2050 (32)	29.0	14.9	28.1 (18.8)	37.5	(41,834)	(20,917)	2050 (32)	37.5	4.2	28.4	4.9	25.1	4.3	3.4	0.6
2060 (42)	27.9	14.4	26.9 (15.4)	33.8	(37,966)	(18,983)	2060 (42)	33.8	3.8	25.6	4.4	22.5	3.8	3.1	0.5
2070 (52)	28.3	14.7	27.3 (13.3)	30.2	(36,730)	(18,365)	2070 (52)	30.2	3.4	22.9	3.9	20.2	3.4	2.7	0.5
2080 (62)	29.0	15.0	28.0 (11.6)	26.9	(36,010)	(18,005)	2080 (62)	26.9	3.0	20.4	3.5	18.0	3.1	2.4	0.4
2090 (72)	30.4	15.7	29.3 (10.4)	24.2	(35,738)	(17,869)	2090 (72)	24.2	2.7	18.4	3.1	16.2	2.8	2.2	0.4
2100 (82)	31.8	16.5	30.7 (9.3)	21.7	(35,745)	(17,872)	2100 (82)	21.7	2.4	16.4	2.8	14.5	2.5	2.0	0.3
2110 (92)	33.5	17.3	32.3 (8.3)	19.4	(35,937)	(17,968)	2110 (92)	19.4	2.2	14.7	2.5	12.9	2.2	1.8	0.3
2115 (97)	34.3	17.8	33.1 (7.9)	18.3	(35,947)	(17,974)	2115 (97)	18.3	2.1	13.9	2.4	12.2	2.1	1.7	0.3

(注1) ②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2) ⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。
(注3) 国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017(平成29)年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で()内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019(令和元)年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2019(令和元)年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,410円となっている。

第3節

オプション試算

財政検証では、現行制度に基づく試算に加え、一定の制度改革を仮定したオプション試算を実施している。

具体的には、2種類のオプション試算と参考試算を実施しており、

○オプションA 被用者保険の更なる適用拡大

○オプションB 保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

○参考試算 2016(平成28)年年金改革法による年金額改定ルールの効果について、マクロ経済スライドの終了時期や終了後の給付水準等について試算を行っている。

なお、オプション試算は、年金制度の課題の検討材料として、様々な議論のベースを提供するものであり、今回の試算内容がそのまま制度化されることを前提としたものではない。

1. オプションA…被用者保険の更なる適用拡大

(1) 試算の前提

被用者保険については、これまで、2016(平成28)年10月及び2017(平成29)年4月に短時間労働者を対象に適用拡大を行ってきており、当該適用拡大の対象者は2018(平成30)年度末で43.5万人となっている。

適用拡大は、2016(平成28)年10月から i 週労働時間20時間以上、ii 月額賃金8.8万円以上、iii 勤務期間1年以上見込み、iv 学生以外、v 従業員501人以上の企業等、の要件を満たす短時間労働者が対象となり、更に2017(平成29)年4月から、500人以下の企業で労使合意に基づき、企業単位で短時間労働者への適用拡大を可能とする(国、地方公共団体は規模に関わらず適用)こととされた。

オプションAは、これを更に拡大すると仮定したものであり、適用拡大の範囲について以下の3通りの試算を実施した(第1-3-1図)。

適用拡大①(125万人ベース)；現行の企業規模要件を廃止した場合

- ・ 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入(月8.8万円以上)のある者(125万人)に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合。

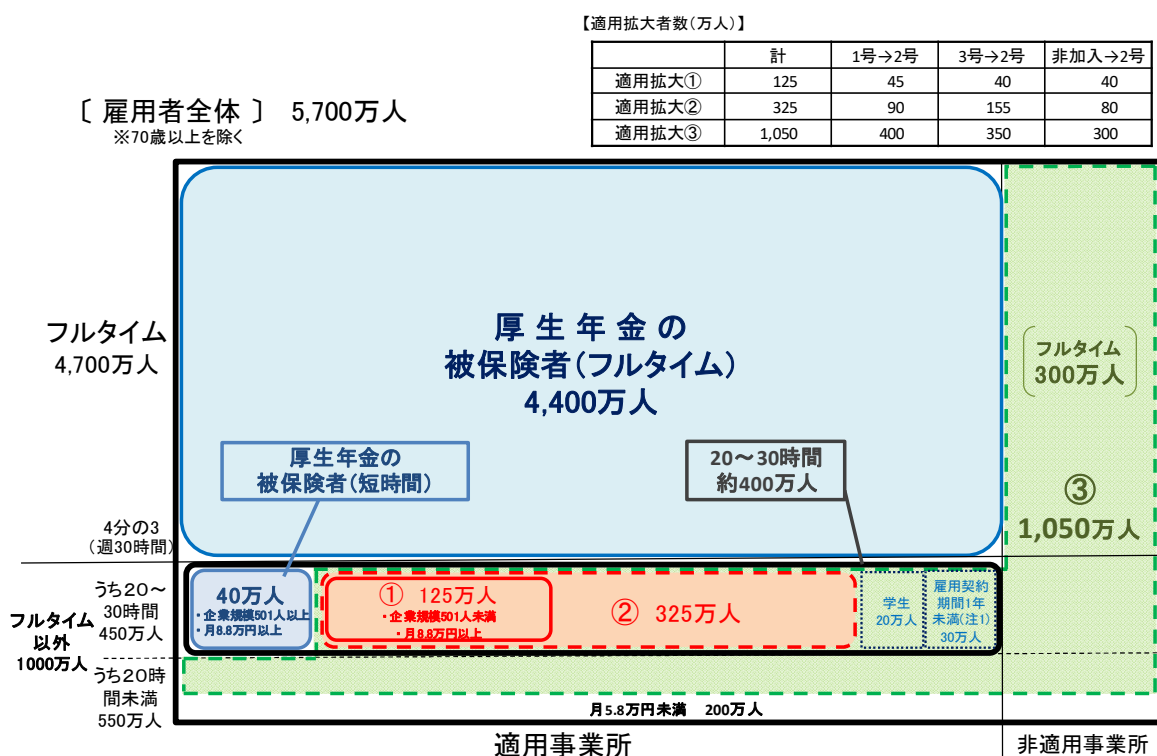
適用拡大②（325 万人ベース）；現行の賃金要件、企業規模要件を廃止した場合

- ・対象外となる者を除いて、所定労働時間週 20 時間以上の短時間労働者全体に適用拡大。学生、勤務期間 1 年未満の者、非適用事業所の雇用者については対象外。

適用拡大③（1,050 万人ベース）；一定の賃金収入（月 5.8 万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大した場合

- ・学生、勤務期間 1 年未満の者、非適用事業所の雇用者についても適用拡大の対象。（雇用者の中で月 5.8 万円未満の者のみ対象外）

第 1－3－1 図 オプション A（被用者保険の更なる適用拡大）における適用拡大対象者数（2018 年度時点）



注1. 雇用契約期間1年未満の者のうち更新等で同一事業所で1年以上雇用されている者は除いている。

注2. 「労働力調査2018年平均」、「平成28年公的年金加入状況等調査」、「平成29年就業構造基本調査」の特別集計等を用いて推計したもの。

(2) 試算結果

第 1－3－2 図は、被用者保険の更なる適用拡大を行った場合、給付水準調整の終了年度がどれだけ早まり、将来の給付水準がどの程度上昇するかを試算したものである。

この際、人口の前提は中位推計（出生中位、死亡中位）とし、経済前提がケースⅠ、ケースⅢ及びケースⅤの場合について試算している。

第1-3-2図 オプションA（被用者保険の更なる適用拡大） 試算結果

- ① 被用者保険の適用対象となる企業規模要件を廃止（125万人ベース）した場合
 所定労働時間週20時間以上の短時間労働者の中で、一定以上の収入（月8.8万円以上）のある者（125万人）に適用拡大し、その後は、短時間労働者の中で適用される者の比率が一定と仮定した場合
- ② 被用者保険の適用対象となる賃金要件、企業規模要件を廃止（325万人ベース）した場合
 対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
- ③ 一定以上の収入のある全雇用者を適用（1,050万人ベース）した場合
 対象外となる者を除いて、所定労働時間週20時間以上の短時間労働者全体に適用拡大
 ※ 試算の便宜上、2024年4月に更なる適用拡大を実施した場合として試算。また、更なる適用拡大による就労の変化は見込んでいない。

現行の仕組み		① 適用拡大 125万人	② 適用拡大 325万人	③ 適用拡大 1050万人
給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度			
ケースⅠ	51.9% (2046) 〔比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046)〕	52.4% (2045) 〔比例: 25.2% (2021) 基礎: 27.2% (2045) 《+0.5%》	52.8% (2045) 〔比例: 25.1% (2022) 基礎: 27.8% (2045) 《+0.9%》	56.2% (2039) 〔比例: 24.6% (2025) 基礎: 31.6% (2039) 《+4.3%》
ケースⅢ	50.8% (2047) 〔比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047)〕	51.4% (2046) 〔比例: 24.5% (2025) 基礎: 26.8% (2046) 《+0.5%》	51.9% (2045) 〔比例: 24.4% (2026) 基礎: 27.6% (2045) 《+1.1%》	55.7% (2039) 〔比例: 23.7% (2031) 基礎: 31.9% (2039) 《+4.8%》
ケースⅤ	44.5% (2058) 〔比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058)〕	45.0% (2057) 〔比例: 22.5% (2032) 基礎: 22.4% (2057) 《+0.4%》	45.4% (2056) 〔比例: 22.4% (2033) 基礎: 22.9% (2056) 《+0.8%》	49.0% (2047) 〔比例: 21.7% (2037) 基礎: 27.2% (2047) 《+4.5%》

注1: 人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

注2: 国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため①0.2%程度、②0.4%程度、③2.4%程度上昇する前提。

現行の仕組みと比べて、適用拡大①の場合、所得代替率が0.4～0.5%改善、適用拡大②の場合、所得代替率が0.8～1.1%改善、適用拡大③の場合、所得代替率が4.3～4.8%改善する結果となっており、スライド調整終了年度を見ると、特に適用拡大③の場合、7～11年早くなっている。内訳を見ると、いずれの場合も基礎年金部分が改善し、報酬比例部分は横ばいか若干の低下となっていることが確認できる。

2. オプションB…保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択

(1) 試算の前提

現行制度に基づく財政検証結果では、「労働力需給の推計」（2019(平成31)年3月公表）の「経済成長と労働参加が進むケース」でも基礎年金のマクロ経済スライドは約30年におよび、基礎年金の水準低下が課題であることが明らかとなった。

また、賦課方式を基本とする現行の年金制度において、少子高齢化が進む中で、一定の給付水準を確保するためには、女性や高齢者の労働参加を進め、一定の経済成長を確保することが重要であることも明らかになったところである。

そこで、オプション試算Bは、「より長く多様な形となる就労の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤を充実させる」という基本的な考え方のもと、就労期の長期化による年金水準の確保・充実について検討することを目的として行った試算である。

オプション試算Bでは、以下の4つの制度改正を仮定した試算を行っており、それらの制度改正を全て実施した場合についても試算している(第1-3-3図)。

オプションB-①；基礎年金の加入期間を現行の20～59歳から20～64歳に延長した場合

オプションB-②；65歳以上の在職老齢年金の基準を緩和・廃止した場合

オプションB-③；厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合

オプションB-④；個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばした場合

第1-3-3図 オプションBの全体像
(保険料拠出期間の延長と受給開始時期の選択)

➡ 現行制度 ➡ オプションBの前提

	20～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75歳～
人口	6,200万人	800万人	1000万人	750万人	1750万人
就業者数	5,100万人	500万人	450万人	200万人	150万人
雇用者数	4,750万人	450万人	350万人	150万人	70万人
厚生年金被保険者数	3,850万人	300万人	150万人	(注2) 60万人	30万人
(1)国民年金の被保険者	➡	オプションB-① 65歳に延長		オプションB-⑤は①～④の全て実施した場合	
(2)厚生年金の被保険者 (注3)				オプションB-③ 75歳に延長	
(3)受給開始時期の選択		繰上げ	繰下げ	オプションB-④ 75歳に延長	
(4)在職老齢年金		28万円基準	47万円基準		
			オプションB-② 基準の緩和・廃止		

注1 人口、就業者数、雇用者数は2017年労働力調査、厚生年金被保険者数は2017年度末の数値

注2 69歳までは厚生年金被保険者、70歳以上は在職している老齢年金の受給権者数(年金機構が支給するもので全額停止者数も含む)

注3 20歳未満についても、適用事業所に使用される場合は被保険者となる

(2) 試算結果

前述の前提の下で、マクロ経済スライドによる調整の終了年度や給付水準(所得代替率)がどの程度変化するか試算した結果をみていく(第1-3-4図から第1-3-6図)。ここでは、経済前提について、ケースⅠ、ケースⅢ及びケース

V の場合を示している。

オプションB－①については、いずれのケースも所得代替率が6～7%程度上昇し、給付水準が大幅に改善する結果となっている。これは、保険料の拠出期間が40年から45年に延長されたことに伴い、年金額が45/40倍となることから給付水準もおおむね45/40倍となったものである。この結果、低成長のケースVの場合であっても、50%を超える給付水準を確保できる見通しとなった。また、保険料の拠出期間が40年間から45年間に伸びるため、当然、その分給付水準も上昇することになるが、保険料収入増の影響と将来の給付増の影響があり、給付調整終了年度に大きな変化はない結果となっている。

なお、参考として、現行制度において45年拠出した場合の給付水準も示しているが、報酬比例部分の給付水準が45/40倍になる結果となっている。

オプションB－②については、65歳以上の在職老齢年金（高在老）を緩和した場合は所得代替率が0.2%程度低下し、高在老を廃止した場合は所得代替率が0.3～0.4%程度低下する結果となっている。

なお、在職老齢年金制度による支給停止は厚生年金の独自給付が対象となっているため、影響は報酬比例部分のみとなる。

オプションB－③については、厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合、所得代替率への影響は、ケースⅠで影響なし、ケースⅢで0.3%上昇、ケースVで0.2%上昇する結果となっている。厚生年金加入者が増加することで保険料収入が増加するが、これに対応する将来の給付（報酬比例部分）も増加する。しかし、給付は徐々に増加するものであり、保険料納付から給付までの間において積み立てられている資金の運用益が発生することや、70歳以降の拠出に係る年金の受給期間が65歳受給よりも短いことから、厚生年金財政が改善し厚生年金（報酬比例部分）の所得代替率が上昇する結果となっている。なお、70～74歳は基礎年金の算定期間ではないことから基礎年金の給付水準に影響はない。

なお、ケースⅠにおいて所得代替率に影響がないのは、ケースⅠの場合、現行制度において報酬比例部分のマクロ経済スライドの調整が必要ないことから、加入年齢の上限を延長して厚年財政が改善したとしても調整不要と変わらないため、所得代替率が変化しないことになる。

第 1－3－4 図 オプション B－①～③ 試算結果 (保険料拠出期間の延長、在職老齢年金の見直し)

- ① 基礎年金の保険料拠出期間の延長
基礎年金給付算定の時の納付年数の上限を現在の40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長し、納付年数が伸びた分に合わせて基礎年金が増額する仕組みに変更した場合
- ② 65歳以上の在職老齢年金(高在老)の見直し
高在老を緩和・撤廃した場合 (1) 給付調整の基準額の引上げ(47万円→62万円相当)、(2) 給付調整の仕組みを撤廃
- ③ 厚生年金の加入年齢の上限の延長
厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長した場合
- ※ 試算の便宜上、2026年度より見直しをした(①は2026年度より納付年数の上限を3年毎に1年延長した)場合として試算。スライド調整率は、現行の仕組みの場合と同じもつを用いている。在職老齢年金の見直しによる就労の変化は見込んでいない。

現行の仕組み (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)		B－① (基礎年金45年拠出 厚生年金45年拠出)	B－② (1) (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)	B－② (2) (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)	B－③ (基礎年金40年拠出 厚生年金40年拠出)
給付水準調整終了後の標準的な 厚生年金の所得代替率	給付水準調整の 終了年度				
ケースⅠ					
51.9% (2046)		58.8% (2045)	51.8% (2046)	51.6% (2046)	51.9% (2046)
〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046)〕	⇒	〔比例:28.4% (2020) 基礎:30.4% (2045) 《+6.9%》	〔比例:25.1% (2022) 基礎:26.7% (2046) 《▲0.2%》	〔比例:24.9% (2023) 基礎:26.7% (2046) 《▲0.3%》	〔比例:25.3% (調整なし) 基礎:26.7% (2046) 《－》
ケースⅢ					
50.8% (2047)		57.6% (2046)	50.6% (2047)	50.4% (2047)	51.1% (2047)
〔比例:24.6% (2025) 基礎:26.2% (2047)〕	⇒	〔比例:27.6% (2025) 基礎:30.0% (2046) 《+6.8%》	〔比例:24.4% (2025) 基礎:26.2% (2047) 《▲0.2%》	〔比例:24.2% (2026) 基礎:26.2% (2047) 《▲0.4%》	〔比例:24.9% (2023) 基礎:26.2% (2047) 《+0.3%》
ケースⅤ					
44.5% (2058)		51.0% (2055)	44.3% (2058)	44.2% (2058)	44.8% (2058)
〔比例:22.6% (2032) 基礎:21.9% (2058)〕	⇒	〔比例:25.3% (2032) 基礎:25.6% (2055) 《+6.4%》	〔比例:22.4% (2032) 基礎:21.9% (2058) 《▲0.2%》	〔比例:22.2% (2033) 基礎:21.9% (2058) 《▲0.4%》	〔比例:22.8% (2031) 基礎:21.9% (2058) 《+0.2%》

注:人口の前提は、中位推計(出生中位、死亡中位)

オプション B－④の結果は第 1－3－5 図のとおりであるが、個人の選択で繰下げ受給や就労期間を延ばすことで給付水準がどう変化するかを試算したミクロ試算となっており、他のオプション試算とは異なり給付水準調整期間が変化するなどのマクロの財政影響は生じない。

また、65歳以降の就労についてはモデル年金の賃金(現役男性の平均的な賃金)を仮定しているため、年金額の一部は在職老齢年金制度による停止がかかることになる(モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が支給停止される)。

試算結果を見ると、マクロ経済スライドにより給付水準が抑えられていくなかで、繰下げ受給や就労期間を伸ばすことは給付水準を確保する有効な選択肢となることが分かる。例えば、ケースⅢの場合で、マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率が95.2%となることが示されている。

なお、厚生年金の加入年齢は現行の70歳までとしているため、70歳以降については、拠出期間増分は増加せず、繰下げ増分が増加することになる。

第1-3-5図 オプションB-④ 試算結果

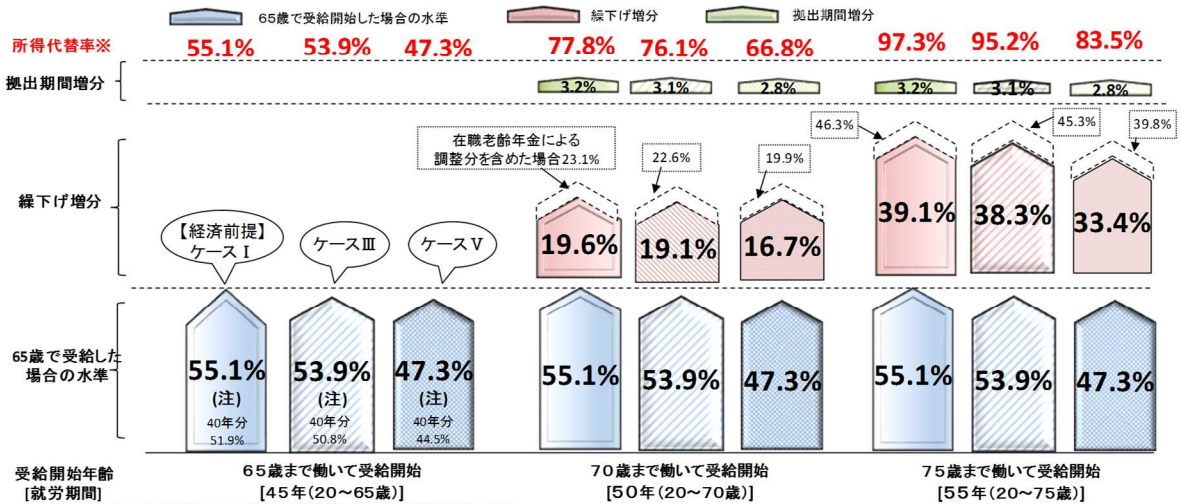
(退職年齢と受給開始を65歳、70歳、75歳とした場合の給付水準の上昇)

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の繰下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算。(70歳以降の繰下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ 現行の仕組みを前提とした試算であり、以下に留意

- ・ 基礎年金の拠出期間は40年(20～60歳)であるため、60歳を超えて働いても基礎年金は増加しない。一方、厚生年金の拠出期間は70歳未満のため、70歳までは拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加するが、70歳を超えて就労したとしても保険料拠出はなく報酬比例年金も増加しない。
- ・ モデル年金の年金額と賃金を前提に65歳以降も働いた場合、モデル年金のうち報酬比例部分の約3割が在職老齢年金制度により支給停止となる。この者が繰下げ受給を選択すると、当該支給停止相当分は報酬比例年金の繰下げ増額が調整される。(なお、実際の停止割合は個々の年金額や賃金によって様々。)

マクロ経済スライド給付調整終了後の所得代替率※

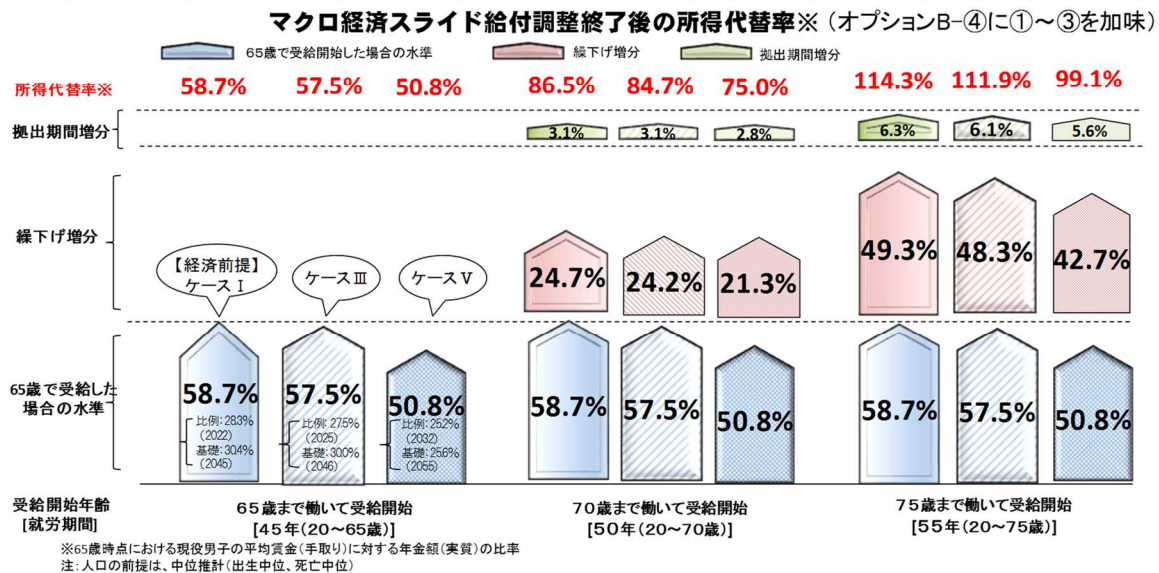


オプションB-⑤については、基礎年金の加入期間が45年に延長されていることや、在職老齢年金の廃止が前提とされていることから(現行であれば支給停止となっていた分を含め)全ての年金額が繰下げの対象となり増額されるため、B-④より給付水準が高くなっている結果となっている。

第1-3-6図 オプションB-⑤ 試算結果 (オプションB-④に①～③の制度改正を加味)

○ 受給開始可能期間の年齢上限を現行70歳から75歳まで拡大した場合、65歳を超えて70歳、75歳まで就労した者が、受給開始時期の線下げを選択すると給付水準がどれだけ上昇するかを試算 (70歳以降の線下げ増額率は、機械的に現行の70歳までと同じ0.7%(1月当たり)を当てはめて試算。)

※ オプションB-①～③の制度改正、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としており、オプションB-④と比べ、以下の違いがある。
・ 基礎年金の拠出期間は40年(20～60歳)から45年(20～65歳)に延長されているため、基礎年金の給付が5年分増加。また、厚生年金の加入年齢の上限も70歳から75歳延長されているため、70歳を超えて就労した場合も拠出期間の増加に伴い報酬比例年金が増加する。
・ 現行の仕組みは、在職老齢年金による支給停止相当分は線下げ増額が調整されるが、65歳以上の在職老齢年金の廃止が前提のため当該調整がない。



3. オプションAとBの組み合わせ試算

今回の財政検証では、「オプションA-②とオプションB-①～③の制度改正を全て行った場合」と「オプションA-③とオプションB-①～③の制度改正を全て行った場合」の2種類の試算も行った。

試算結果は第1-3-7図であるが、「オプションA-②とオプションB-①～③の制度改正を全て行った場合」は7～8%程度、「オプションA-③とオプションB-①～③の制度改正を全て行った場合」は10～11%程度の所得代替率が上昇する結果となり、概ねオプションAとオプションBの影響を合わせたものとなっている。

第1-3-7図 オプションAとB-①～③の制度改革を行った場合

- ① オプションA-②＜賃金要件、企業規模要件を廃止（325万人ベース）＞に加え、オプションB-①～③の制度改革を全て行った場合
 ② オプションA-③＜一定の賃金収入（月5.8万円以上）がある全ての被用者へ適用拡大（1,050万人ベース）＞に加え、オプションB-①～③の制度改革を全て行った場合
 ※ オプションB-①～③の制度改革とは、具体的には「基礎年金の拠出期間延長」、「65歳以上の在職老齢年金の廃止」、「厚生年金の加入年齢の上限を現行の70歳から75歳に延長」を前提としている。

20～60歳(40年)拠出モデル (65歳受給開始)		20～65歳(45年)拠出モデル (65歳受給開始)	
現行の仕組み		①適用拡大(325万人)に加え、拠出期間の延長等の制度改革を行った場合	②適用拡大(1050万人)に加え、拠出期間の延長等の制度改革を行った場合
給付水準調整終了後の標準的な厚生年金の所得代替率	給付水準調整の終了年度	○ 基礎年金45年拠出 ○ 厚生年金45年拠出	○ 基礎年金45年拠出 ○ 厚生年金45年拠出
ケースⅠ	51.9% (2046) 〔 比例: 25.3% (調整なし) 基礎: 26.7% (2046) 〕	59.6% (2044) 〔 比例: 28.0% (2023) 基礎: 31.6% (2044) 〕 《+7.7%》	63.0% (2039) 〔 比例: 27.4% (2029) 基礎: 35.5% (2039) 〕 《+11.1%》
ケースⅢ	50.8% (2047) 〔 比例: 24.6% (2025) 基礎: 26.2% (2047) 〕	58.6% (2045) 〔 比例: 27.2% (2027) 基礎: 31.4% (2045) 〕 《+7.8%》	62.4% (2039) 〔 比例: 26.5% (2032) 基礎: 35.9% (2039) 〕 《+11.5%》
ケースⅤ	44.5% (2058) 〔 比例: 22.6% (2032) 基礎: 21.9% (2058) 〕	51.6% (2054) 〔 比例: 25.0% (2034) 基礎: 26.5% (2054) 〕 《+7.1%》	54.9% (2047) 〔 比例: 24.3% (2038) 基礎: 30.6% (2047) 〕 《+10.4%》

注1：人口の前提は、中位推計（出生中位、死亡中位）

注2：国民年金の納付率は、納付率の低い短時間労働者が厚生年金適用となるため①0.2%程度、②0.4%程度、③2.4%程度上昇する前提。